

資料編

茶壺道中・茶壺蔵に関する史資料及び解説

甲斐国志

一〔勝山城墟〕 此山古ハ正八幡ノ祠アリシヲ文祿三年淺野左衛門佐領地ノ初西南ノ方八窪山ニ神祠ヲ移シテ城ヲ築ク前ハ桂川西ヨリ東流シ源昌ニ至リテ西北ヘ繞リ又西南ヨリ北ヘ向ヒテ勝山ノ裾ニ堀ヲ構ヘ周回凡拾八町高壹町許上平坦ニシテ方四拾間許北ヘ差出タル平地アリ御茶壺藏ト云慶長寛永ノ頃ハ夏月ノ間御茶壺ヲ岩殿山ニ置キシニ秋元氏が城ノ時ヨリ此山ニ移置クト云東ヘ出テタル地ヲ烟硝藏ト云中腹ニ空堀アリ裾ハ桂川ニ臨ミ自然ノ要害ナリ城南ニ橋ト云ヲ架ス平地ニ館舍ヲ營ム此地東ヘ續キテ本丸、二ノ丸、三ノ丸ノ名アリ其東南ハ皆家中屋敷ナリ兩谷村ノ間ノ廣小路ハ追手先ナリ淺野、島居、秋元三代更々此城ニ居リ寶永二年廢城トナル文祿ノ比マテ岩殿ニモ城番ヲ置キシ趣ナリ城下町ハ文祿ノ比マテハ上下ト三町ナリ後ニ別レテ數町トナル東方郊外ヲ竹カ鼻ト云端門ヲ陣門ト云町ニ入りテ東南ヘ行クコト貳町許是ヲ横町ト云西南ヘ折レテ下町、中町、新町、早馬町、上町、下天神町、上天神町、袋町、裏天神町、合セテ拾町往昔城下ノマ、ニテ今存セリ御代官陣屋アリ屋敷千八拾坪寶永二酉年廢城ノ時秋元ノ家臣高山源五郎カ宅ヲ殘シ轉シテ陣屋ニ用キ至レ今如シ舊葛蒲田、深田村ニアリ毎年五月

五日ノ葛蒲ヲ領主ニ上リ其餘ヲ家中ニ配分セリ城内ヨリモ錢壹貫文ツ、給ハリントソ御料トナリテモ其舊例トス田主重左衛門ト云者毎歲葛蒲ヲ刈リテ陣屋ヘ出ス

解説 第一書房 甲斐叢書「甲斐国志」より転載

茶壺藏の所在場所を「北へ差し出たる平地」とし、秋元氏のとてから茶壺の保管がはじまったとしている。また一般には愛宕山保管とされているが、ここでは岩殿と記されている点が特徴である。

一 城山 周廻凡廿四丁許、桂川其東南ヨリ又源昌ニ至テ比テ
 ニケ又川棚村ノ方堀ヲクウシ雪リ比ニノリ牛カ鼻ニ至テ桂川
 合高一丁ハカリ上平地ニノ廣シ御茶壺ト云寶永ノ比マテ上ノ
 御茶壺毎年宇治ヨリ此地ニ持来リ山上ニ置クシ故ヲ名アリ今其
 一絶テ江戸真付ナリ云々

解説 甲斐国志編さんの折編集されたと推定される記録の一部

山頂をお茶壺としており、宝永の頃まで保管が行なわれたとしている点に特
 徴がある。

読み下し

一、城山 周廻およそ廿四丁ばかり、桂川その東南を廻り、また、源昌に
 至りて北にくじけ、また川棚の方、堀をめぐらし、西より北にめぐり牛が
 鼻に至りて桂川に合う、高さ一丁ばかり、上、平地にして広し、御茶壺とい
 う。室永の頃まで、上の(將軍の)御茶壺毎年宇治より此地に持来り山上
 に置し故この名あり、今はそのこと絶えて江戸直付なり云々

◇ 日本歴史辞典(河出書房)

江戸時代に徳川將軍家が自用の茶を宇治茶師から取り寄せるための往復の道中。このお茶壺は道中において刺使、院使、御名代、
 上使につき、御三家、御三卿、諸公卿、門跡のうえに位するものとされ、特別な權威を有した。その原型はやく認められるが、制
 度的には寛永九年(一六三二)に成立した。

- その日程は、
- (1) 御芽摘初(立春から八十日目頃)
 - (2) 御葉御試(摘初から二十六日目、所司代・両奉行・お目付衆立合)
 - (3) 御壺御着(御試の日より十二・三日目、江戸から東海道を経て御壺三ヶが到着。付添人は伏見に泊る)
 - (4) 御詰日(御詰二ヶは上林家、一ヶは年番御葉師詰)
 - (5) 禁裏進献
 - (6) 御発駕(御詰日より七日、宇治から中仙道を経て帰府)

という順序で行なわれる。

その間始めは、山城愛宕山に百日冷蔵したが、元禄頃から甲州都留郡谷村城の風穴に納め、元文三年(一七三八)以後は江戸城富
 士見櫓の上層に格納した。これは葉の変質を防ぐために冷蔵によって安定させるものである。

この道中には、護送にあたる警護役や御数寄屋坊主らに權威を笠にきた我儘な振るまいが多く、沿道の大小名や、旅人らを震駭さ
 せた。この道中の背後には、幕府の沿道諸藩にたいする牽制の意味も考えられる。

解説

谷村勝山城保管を元禄頃から開始とし、保管場所は風穴としている。
 また、谷村保管の終年を元文二年としている点などに特徴がある。

ちやつていふやう、茶壺道中、江戸幕府御用の茶壺を手治より江戸まで送る行事。宇治茶壺道中ともいふ。幕府が宇治茶の上納を命ずる宇治探茶使を派遣した初見は慶長十八年(一六一三)であるが、茶壺道中の制度が確立したのは寛永十年(一六三三)である。宇治から茶葉の生育状況の報告をうけて、毎年四月下旬前後に江戸を、徒歩頭を幸領とし茶道頭らが幕府の茶壺とともに出発した。往路は東海道を通り、復路は、元文二年(一七二七)までは、茶壺を甲州谷村(山梨県都留市)に預けて夏を越させるため中山道、甲州街道を経由し、元文三年以降は、茶壺を江戸城富士見櫓で保存するようになったので、東海道を經由し直接、江戸に運ぶことが多かった。ただし、茶は湿気を嫌うことから七里の渡しや今切を避け、美濃路をとり、あるいは浜名湖の姫街道を通った。行列は人足を含めると五百五十名前後となり、天和元年(一六八二)に甲府で用意した人馬は人足千四百四十人、馬百六十一頭に及び、茶壺道中は街道筋の村々に過大な負担をかけた。京都御役所向大槻寛吉による、幕府御用壺が相当数あったことがうかがえるが、享保八年(一七三三)以後は毎年三個の茶壺が幕府から送られ、その他百個余りの新壺が宇治で用意されて江戸に送られていた。一般に茶壺一個には、濃茶用の上茶が七五〇^g、薄茶用の詰茶が三七五〇^g程度はあり、大判詰とも称されたように、壺一つに対し大判一枚が支払われた。その他茶師方より献上の茶が若干あった。茶詰めは、採茶使が

宇治に到着してから九日目より始まり、上林家以下御物茶師、御袋茶師らによって茶道頭立合いのもとに行われ、封印された壺は茶入日記(日付・内容・茶師名を記したものと)とともに外箱に取められ、荷作りのうち、宇治から江戸に向けて出発した。茶壺道中の権威は撰家・宮門跡に準ずるとされ、すこぶる高いものであった。なお、茶壺道中が成立してのち、宇治では大名らに向けて茶壺に詰める仕事が始められた。→宇治茶師(うじやち) (参照文献)「宇治市史」三

(鎌倉 功夫)

解説 諸歴史辞事典中茶壺道中について最も多くの字数をさいた辞典。谷村保管の始年には直接ふれていないが、制度化以降とつけとれる文意で、終年は元文二年としている点に特徴がある。

谷村史話

將軍家御茶壺進献と城山御茶壺藏

秋元の時代即ち寛永年間の頃城山の頂上に茶壺藏が三箇所にあり、これを別名風穴とも称した。十五箇の茶壺を格納して、將軍家の飲料に供する宇治茶を土用中冷蔵していたものである。此処が新築の保管に適するかといえ、これについて谷村町仲町茶商石井啓太郎氏の話がある。谷村地方は七月の下旬に早くも富士から秋風が立ち土用中新茶が蒸れる恐れがなく、茶の乾燥がよく出来る地の利を得ているもので、同家で雇ふ武州狭山から来る火入職人もこの事実を経験して驚いている。新茶の貯蔵には今日でも非常に風土に適しているといはれている。

宇治の茶を江戸に取寄せる風習は家康の頃から行はれていたものだが、寛永九年將軍家光の時から宇治に茶詰なるものが創まり、毎年四月御数寄屋頭以下附属数十名を遣し茶師に命じて茶を詰めさせた。福海御壺、日暮御壺、袖狭御壺、志賀御壺、旅衣御壺、寅申御壺、藤榴御壺、埋木御壺、太郎五郎御壺、虹御壺は將軍家直用の茶壺で年々三箇宛江戸より宇治に送り、二壺は茶師の総支配格たる五百石上林六郎(兄)三百石上林又兵衛にこれを詰させ、他の一壺は御物茶師十一家より年番をして詰めさせたものであり、御茶物師は將軍家の茶を掌り御袋師は紅葉山、日光等の献上茶、御通茶師は吉所向の茶を掌るものである。徳川家ではこの他別に禁裏御進献新御壺、東宮御進献新御壺を朝廷に献上し、この壺はいづれも宇治滞在中茶詰より直に朝廷に奉呈した。その他江戸に運送する御壺は日光御宮、久能御宮、紅葉山御宮、日光御靈屋、御簾中新壺の五箇で、薄茶を用ひた。新御壺は信楽焼であり、右御壺一個に対し徳川家より黄金一枚を下附し、御茶詰一行の往路は東海道、帰途を木曾路に抛ったものであり、御徒頭一名、御徒士一組五十名を引率し、警衛殿重を極め諸侯伯でも茶壺行列には道を譲ったもので、幕府は毎年製茶期に先立ち「一御物御壺出行無之内新茶出すべからず」の高札を宇治橋詰に掲げ、進献の御茶壺、徳川直用御茶壺の宇治を発せざる以前、新茶を他に移出、販売を厳禁された。宇治から木曾街道を経て甲府より谷村に運搬したもので、森島其進「両谷村」に記るされてある。この運搬は人足二十四名、伝馬十五匹を使用し、その泊場所には三、四日前に飛脚で通報し、触書を出して注意させたもので、そのうちには、

- 一、殿様御壺御迎え事
- 一、宿々掃除の事

一、辻々袴着二人づつ指置往還之儀は其通り其外は一切通り之者通用間敷候、狼籍、不作法無之様に可仕候事

一、男女子供に至る迄見物無用、御茶壺御通之節其の町内殊に子ども迄も入申間敷由被仰仕候

以上は元禄二年五月のものであり、街道は露払が道案内となり宿の樺鼻には送迎の宿村名主、年寄が、麻峠着用土下座して間違ひ

のないよう注意したものだ。その宿泊振りも文献によると、

美濃中津川御宿御泊り付の覚

- 一、御本陣御人数 四十三人 内十人は食、御本陣にて上り、御宿一軒人申候、御下宿御歩行衆様七人御宿一軒、御小姓衆様八人外御下宿一軒、御足輕衆様十二人、御手廻衆様十人、御馬二匹六人、御仲間衆様十二人
- 一、野村休盛(茶道頭) 上下二十一人、御下宿二軒内(十人、二人御座被成候宿) 外に御六尺衆へ御宿人申候儀可有御座候
- 一、伊藤雲悦様(平御茶道) 上下四人、荷物下宿一軒 一、大沼休斎様(同上)
- 一、御奉行様十六人御宿二軒、一軒に付八人づ、
- 一、御壺十九荷
- 一、御壺十九荷
- 一、一棹六荷
- 一、御長持三枝
- 一、御乗物二挺
- 一、御乗懸四十駄
- 一、御付荷三十二駄
- 一、経尻十二疋ばかり
- 一、分持十五、六荷、一次から駕籠(但是は所々のかご出申候)等豪勢な人数で行列したものである。

行列の先頭には「茶御用」の令旗を掲たもので、その大きさは白木綿一巾丈二尺の小旗とはいへ「御用」の二字が威厳があったものだそう。茶壺は井上頼平をして荷造を厳重にし数個を集めて駕籠のやうな構造を作り長棹に格納して、これを備前畳表に包装し、その前に「何番御茶壺」と記した立札をつけたものだ。

土用一兩日前に谷村に収め置き、護送人は皆江戸に帰り秋に至り再び携えて江戸に至るものである。この茶壺蔵は元文三年より谷村に納める事を取止めて、茶壺は江戸城内富士見櫓の上櫓に納めることになった。

解説 榎橋 好「谷村史話」より抜粋 茶壺蔵は三箇所あったとし、茶壺蔵そのものを風穴と称したとしている。格納される茶壺の数は十五箇、人足二十四、伝馬十五匹と限定し、格納の終年を元文三年としている点に特徴がある。

谷村町略史

城山は小山田時代から、指令塔の役目をする山城、とりでのようなものとして戦略上で重要なところとなっていたが、これをさらに強化したのは文禄年中に、浅野左エ門佐氏重であった。しかし秋元氏が谷村の城主となってからは、煙硝蔵があり、そのなりに茶壺蔵がつくられ將軍家用の茶を宇治からここにはこび、富士山の北風を夏中あて、保存していたといわれる、寛永年間からのことである、宇治から木會路をへて甲府から谷村へとはこばれ、これに要する人員は茶師などの他に、人足二十四名、伝馬十五疋でその泊り場所には三、四日前に飛脚で知らせ、道中の宿々では露払いが道案内となり、名主、年寄は上下を着用して土下座して迎え、まぢがいのないように厳重な警護のもとに通行するのが例であった、「御用」の白木綿もいかめしく、茶荒は数コを駕籠のように荷造りして「何番御茶壺」の立札をつけて、前後を人足に荷なわせたもので、大名の行列もこれをさけるほどの権威があったという。

ずいずいところばし

ごまみそすい

茶壺におわれて

とっぴんしゃ

この童謡は茶壺行列の物々しさにおわれる、その時代の子供たちの姿が想像される。こうした行列も村方の負担にかゝり、出費も多いことが記録されていたが、秋元氏が移封になる以前に、このことはやめられて江戸城のうちの櫓に収納されることになったという。

解説

羽田富士男『谷村町略史』より抜粋

茶壺の格納始年を寛永年間とし、茶壺数を数箇人足は二十四人、伝馬十五匹と限定している。終年は秋元谷村藩中としているなどの点に特徴がある。

◇ 都留郡勝山城と小山田・秋元両氏について

お茶壺道中

宇治採茶使派遣へお茶壺道中Vが制度化されたのは、寛永十年八月一六三三Vからだとされる。

次の家綱の承応元年八月一六五二Vに、途中都留郡谷村勝山城の山頂に造られたお茶壺蔵に収め、富士おろしにあって、土用を過ぎた十月頃に江戸に運んだといわれる。

お茶壺道中は谷村代官により支配されていた元文三年八月一七三八V諸費節約のため、八四年間行なわれた谷村城に収蔵することをやめ、直接江戸城に運ぶことになった。

お茶壺道中の経路は宇治より中仙道を下諏訪に出て甲州街道に入り、甲府より江戸に向い途中、茶壺の一部八月三乃至四壺Vを、谷村往還八月一谷村Vをへて谷村城に収めたという説と、甲府より御坂峠を越え八鎌倉街道V赤坂から沼津往還八月田一谷村Vに出て谷村城に収めたとする説があり、或いは時代により経路を変更した場合も考えられるので、今後の調査余地を残している。

解説

都留市教育委員会編集・都留市文化財審議会発行の勝山城調査報告書の一部。勝山城保管を承応元年から元文二年とし、期間を八十四年間とし、壺数は三〜四壺としているところに特徴がある。

◇ 甲州街道

参勤交代と茶壺道中

五街道の中でも東海道などは参勤交代による大名行列の通行が多く、その華かさが喧伝されている

が、甲州街道の場合は小大名三家の通行に過ぎなかった。すなわち、文政五年（一八二二）の「五街道之大名訳書」には、全国のうち二百四十五家の通行すべき街道名が示されているが、六月に甲州街道から参勤する大名は、

高三万名	信州高島	諏訪伊勢守
高三万三千名	同 高遠	内藤大和守
高二万名	同 飯田	堀 大和守

だけであり（『駅静志』）、従者の員数制限もあって、質素で物静かだったようである。

甲州街道は、参勤交代による賑わいがなかった代りに、毎年夏の恒例として茶壺道中の通行が行われた。江戸幕府が山城の宇治へ採茶使を派遣したことは、すでに慶長十八年（一六一三）にその例が見られる（『台徳院殿御実紀』）が、寛永十年（一六三三）からは、巡年に命を受けた歩行頭が茶道頭・坊主・警備のための走衆などを引き具して宇治へおもむき、茶詰めのことを取り行うようになって、ここに茶壺道中が制度化された。茶壺道中の道筋は、往路は東海道から上り、復路は中山道を下諏訪まで下って、そこから甲州街道へ出て帰府するのであるが、途中甲州谷村の勝山城の風穴へ茶壺を格納した。これは毎年おおむね五月中か六月初めごろであって、暑い盛りに常

解説

山梨県教育委員会発行・山梨県歴史の道調査報告書第四集「甲州街道」より転載。

茶壺の保存を勝山城の風穴としている。また保存の始年は、直接明示していないが寛永十年とつけとれる。終年は一応元禄二年と記しながら後年甲州街道を通行していることも付記している点に特徴がある。

土山の冷気を受けた茶壺は、涼風の立つころ歩行頭に迎えられて江戸城に入った。茶壺道中は権威を笠に着た護送の役人の横暴な振舞も多くあったし、「年々宇治茶壺の通行ありて、道中の宿駅人馬の負担重く、寛文八年（一六六八）町方入用銀高百四拾老奴余、延宝九年（一六八一）町方人馬入用馬百六拾疋、人足千百四拾人の多きに達し」とあるが、これは農繁期の沿道の村も同様だったのである。茶壺道中はこのように甲州民に迷惑なものであったが、『有徳院殿御実紀』付録卷三には、「元文三年（一七三八）より谷村に収置事もやみて、今は京よりただちに府に送り、富士見の櫓にいれ置る事となれり」の記事がある。これは諸書に引用されて通説化しているが、実は元禄三年（一六九〇）五月、道中奉行高木伊勢守から中山道守山―甲州街道高井土の宿々の問屋・年寄宛に発した触達の中には、

毎年御茶壺宇治より下りにハ中仙道通り甲州谷村に相納、夫より江戸へ

御差下シ之事ニ候得共、当年より御茶壺上下共に東海道通り、直に江戸

着之管ニ罷成候（石和町後藤家文書「甲州道中駒飼宿道中御用帳」）

と明記されており、『享保盛典』に依づく元文三年説を打ち破っている。しかしその後の復路に関する史料によると、茶壺が中山道経由または甲州街道

経由の年もあって、かならずしも東海道に固定されたものでなかったことが知られる。

☒ 御茶壺道中（村井康彦）

甲州谷村にて

このたび甲府市や都留市を訪れてみて、山梨県ははじめてであることに気がついた。そして内陸の都市である甲府市がこんなに大都会であるとはしらなかった。しかも空気が澄み、沿道にはぶどうの若葉が目にあざやかであった。その道―甲州街道をかつては御茶壺役人たちも通ったのである。

甲府市に県立図書館をたずねたのは、当館の飯田文弥氏が以前ラジオ放送で御茶壺道中について話されたのを偶然聞き、当館に係史料が多存することを知っていたからである。それは「甲州文庫」と称されるものの中にふくまれていた。内容は御茶壺役人たちの通過にともなう、その接待費や人夫・伝馬役の割付けの覚といったものが主であった。関係史料が県下にあるのは、その帰路が中仙道から甲州街道に入り、甲府や大月を経て八王子に出るというコースをとったことによる。しかも茶壺の一部は、その途次大月から南下して現都留市の谷村にあった勝山城の茶壺蔵に納められるということもあって、甲州は御茶壺道中とはもっとも深い関係にあったのである。

もっとも谷村の勝山城に一夏の間置かれたのは一時期のことであり、しかも最初からというのでもなかった。

以前ふれたように、いわゆる御茶壺道中は家光時代「宇治採茶師」を派遣し、柳宮用の茶を調達せしめたことにはじまる。家康在世中の慶長十八年（一六一三）三月、日下部五郎八宗好を赴かせたのが記録上の初見である。そして元和年間にも宇治採茶使発遣のことがみえるが、制度化されたのは三代家光の寛永十年（一六三三）のことようだ。「徳川実紀」に「歩行頭もて宇治採茶の事にあずかしむるは、寛永十年二月、朽木与五郎友綱・神尾宮内少輔守勝・近藤五左衛門用行・安藤次右衛門正珍、巡年に宇治にまかり、茶詰の事とり行ふべしと命ぜられしより起りしなり」とある。

採茶使と御茶壺役人の一行は、行きは東海道、帰りは東海道から中仙道をへて帰府したが、当初宇治で詰めた茶（の一部）を京都北西部にある愛宕山に百日余り収めておき、後日これを持ち帰ったが、家綱の承応元年（一六五二）にいたり、甲州都留郡谷村（現、都留市）、勝山城の山頂につくられた茶壺蔵に収め、土用を過ぎた後ふたたび江戸から下って持ち帰ることに切り換えている。当然道中のコースは中仙道から甲州街道に入るようになった。もっともここに収めたのは茶壺のすべてではない。三壺ないし四壺ほどであった。

わたくしたちは甲府図書館にいとまを乞い、その谷村の勝山城址に向かうことにした。御茶壺道中は甲府のまちを通り、笹子峠をこえて郡内領に入り、八王子方面へ向ったのであるが、その一部は大月から南下し、桂川に沿う富士道中を谷村へ向ったのである。富士急行の谷村町駅で下車、あれが勝山というのを目指して登った頂上は平坦になっていて、いまは東照権現の祠が荒れたまま立っていた。そこから西南方向に富士山の麗姿があった。直線距離にして三十キロメートル足らず。谷村のこの城山に茶壺蔵がもうけられたのは、その富士おろしによって天然の冷蔵庫となったからであろう。その点京都の愛宕山と比較してもはるかに効率はよかつたし、加えて、土用を過ぎてのち壺を持ち帰るのに、京都ではもう一度役人が宇治に出かけるのかわりがないことになる。谷村への切換えはそのあたりにも理由が存したのであろう。汗も引いた肌は冷やかな風に心地よかつた。

ちなみに役人が谷村に来ると城主秋元氏の家老に茶壺を渡し、預り証文をもらっていったん江戸に帰り、三ヵ月後の十月にそれを持ってふたたび訪れるのである。

茶壺に追ハレテ

御茶壺道中がもっとも盛大であったのは、一行が中仙道から甲州街道に入り、茶壺の一部を谷村に収めた。十七世紀半ばから十八世紀半ば近くまでの八十四年間であったといえる。それは幕藩体制のもっとも強固であった時期でもあった。

さて茶壺の役人たちは、歩行頭・数寄屋頭(御茶壺頭)・数寄屋坊主らに供人といった顔ぶれであるが、これが茶壺をもって宇治へ向う時期になると、宇治でも慌しくなる。少し時期が降るが文化九年(一八一二)五月の「御物中記録」(宇治上林春松家蔵)でそのあたりの事情を眺めてみよう。この年の場合、次のような数寄屋頭らの書状が宇治に来た。

鹿兒嶋 立意
中根 祐 琢
伊 佐 三 悦

右当夏宇治御用被 仰付、四月廿七日比江戸発足、御茶御用之儀、定而例之通、可 被 仰付 候、用意可 有 之候。

これをうけて宇治では三月十六日、上林又兵衛・六郎の両上林により、連絡することがあるからと、茶師三仲間(御物茶師・御袋茶師・御通茶師)の年行事らが召集される。また年行事ではないが今年の宿当番である星野宗以も呼び出されている。寄合の場所は

上林六郎家であった。そこでは、一行の出迎えの段取り、茶詰め順序、終わってからの饗応の手はず、そういった事柄が例年のごとく話し合われているわけである。諸事節約の折だからと、料理や音信(進物)を簡単にすることにしたのは当然のことながら、茶壺役人を従来は大津まで出むいて迎えていたのを今年から取り止め、宇治の六地藏に年行事と手代二人を惣代として行かせるにとどめているのは、いつてみれば、便乗、であろう。一般茶師たちは宇治橋の橋向う、すなわち通円茶屋のあたりで一行を出迎えたのである。

それはともかく、茶詰めは茶道頭と両上林立合いの下に行なわれたが、この年の場合、公儀の茶(十一壺)と西の丸の茶(二壺)はつぎのような順序で詰められている。

初日夕 星野
二日目朝 三人・貞甫、次(ついで)酒多、次 長茶、
昼 真朔 次 辻・尾崎(坊)
夕 味卜・春松・平入



西丸分 五斤入 酒多・星野、四作入 尾崎坊・三人
この茶詰めについて説明すると、「極上 半式拾」とあるのは、「半」すなわち、碾茶五匁を二十袋(そのうちわけが「初音」「後昔」各十袋)壺の中に入れ、そのまわりに「御詰 三斤半」、つまり三斤半の葉茶をもって詰めたとの意である。それで一杯になった茶壺は封印された上、木箱に納められ、「茶入日記」がはりつけられたわけである。

こうして十六日の夕方から十七日夕方までかかって茶壺詰めが行なわれたあとは、茶壺役人たちに料理が出され、一夕の宴が張られるということになる。そして十八日、一行の出立を宇治橋のたもとで見送っている。この記録の筆者(上林春松家の秀政)の場合、そのあと「ちっと(で)も早く帰宅仕(つかまつ)り手配仕候なり」とあるのは、公儀(将軍家・西の丸)分につづいてこの日昼、尾州徳川家の茶壺詰めがひかえていたからである。残された茶入日記類をみると、茶壺詰めは徳川御三家はじめ諸大名の求めに応じてなされていたようである。

さて宇治を出立した御茶壺役人の一行は、元禄二年(一六八九)の場合でいうと、つぎのような日程で道中宿泊し帰府している。

(五月) 廿一日 守山 廿二日 醒ヶ井 廿三日 加納 廿四日 御獄 廿五日 中津川 廿六日 須原
廿七日 奈良井 廿八日 下諏訪 廿九日 台ヶ原 晦日 勝沼
(六月) 朔日 猿橋 二日 八王子

これによれば一行は宇治を出て十二泊、十三日目に江戸城に戻ったことがわかる。むろんそれは東海道―中仙道―甲州街道というコースを通った場合の日数である。

問題は、その間厩大な人馬や経費が投入されたことであつた。正保三年（一六四六）の場合代官平岡勘三郎が韭崎宿より甲府までの間の役人通送のために韭崎周辺の七十三ヶ村に割りあてた人馬の数は、人足六百二十一人、伝馬五十疋、また寛文四年（一六六四）に甲府では、この道中に必要な人馬として千百十一人と百十五疋が、同じく天和元年（一六八一）では千百四十人に百六十一疋が計上されている。もつてその負担の重さがしのばれよう。しかも負担はそればかりではなかつた。役人の接待、音信（進物）もあつたし、茶壺お通りにあつては道橋の掃除・草刈りなども欠かせなかつた。そのために甲府でも町年寄が各町の長人（名主）を呼び出し、寄合いで段取りをきめたものだ。その「覚書」のなかには、茶壺お通りの時、女子供の見物は無用である、とか、「御とおりの節ハ下へおりつくばい可申候」、といった条項がある。ルソンの御茶壺様は、平身低頭する町人や村びとたちの前を威風堂々と通り過ぎていったのである……。

ズイズイズッコロバシ 胡麻味噌ズイ

茶壺二追ハレテトッピンシャ

ヌケタラドンドコシ

いまはその意味も定かではないが、御茶壺道中に対する衆庶の皮肉と批判がこめられているわらべうたであろう。

御茶壺道中は元文三年（一七三八）、節儉のため谷村収蔵をやめ、中仙道を直接江戸城に運ぶこととなつたが、むろん江戸と宇治の間を御茶壺道中は毎年のごとく往反するのである。

わたくしたちは谷村をあとにして東京へと向つた。御茶壺道中の終点である江戸城富士見櫓を見おくためである。夕暮れ時、皇居の御濠ばたに立ち、わたくしたちは落陽がつくり出す富士見櫓のシルエットを、しだいにふえるアベックを横目に見ながら、しばし眺めて時間を忘れていた。

解説 茶道雑誌「談交」に所載されたもの。谷村格納を八十四年間と限定したり、格納の始年を承応としている点に特徴がある。

宇治市史

宇治採茶使

江戸幕府は將軍以下が使用する宇治茶を江戸城へ運ぶため、毎年「宇治採茶使」に茶壺を持たせて江戸―宇治間を往復させることを恒例とした。その一行を「御茶壺道中」と呼ぶ。

水戸・尾張・紀伊のいわゆる徳川御三家も、將軍家にならつて御茶壺道中を行なつたが、宇治において最も重要なものは將軍家のそれであつたことは言うまでもない。三仲ヶ間に属する茶師全員が揃つてその茶詰に参加し、茶壺を送迎するのは將軍家のものだけであつた。

そのため幕府は、当初から御用茶の製造・搬出に従事する宇治郷の国並夫役を免除していたが、寛永十三年（一六三六）以後は宇治茶師の屋敷や一部の良質茶園の地子をも免じたのであつた。〔上林家前代記録〕

また、久世郡小倉村・白川村・寺田村・高尾村、宇治郡池尾村および綴喜郡江津村の近郊六カ村が「附雇之村々」と名付けられて宇治郷同様その国並夫役を免ぜられていた。そのかわりに附雇の村々は、將軍家の茶壺を宇治から最初の継立場所である六地蔵まで運搬する人足の提供を命ぜられていた。これら附雇の村々は「宇治枝郷」という表現で呼ばれていたこともあつて、全く幕府の茶壺運送のみに関与する宇治郷の助郷としての性格をもつていたのである。〔宇治市役所文書〕

宇治では、毎年製茶の季節を迎えると、「御物御壺出行無之内 新茶出すべからず」と記した高札が御茶頭取上林家から郷役人に渡されて、宇治橋ぎわなどに立てられる。茶師はもとより宇治郷中の全ての家々が手桶に水を充たして火災に備え、家の内外を清掃して將軍家茶壺の到着を待つた上。

幕府による宇治採茶使の派遣は、慶長十八年（一六二二）三月の日下部五郎八宗好を初見とし、以後毎年、使番という下級役人が宇治へ遣わされた。〔徳川〕しかし、宇治茶の搬送が「御茶壺道中」と呼ばれるひとつの制度となつて權威づけられ、大名であっても道中で茶壺に行逢えば、摂家・宮門跡に接するように路傍に控えて、その通行を優先するようになったのは、徒歩頭が年番で宇治採茶使をつとめることに定められた寛永十年（一六三三）二月からである。〔徳川実紀〕

御茶壺道中は、毎年四月下旬から五月上旬のうちに江戸を発ち宇治へ向かった。しかし初期には二月下旬から三月に出発することも多かった^{【註】}。それは徒歩頭一人が宰領となって茶道頭(御数寄屋頭)一人、茶道(茶坊主)衆二人と若干の徒歩衆・同心衆を伴うものであったが、運搬する茶壺の増加につれて警固役人の人数も増え、十七世紀後半から十八世紀初頭には最も盛大な茶壺道中が行なわれた。茶壺の数や人数は年によって多少の増減があったが、表16は元禄十四年(一七〇二)の往復の際における東海道岡崎宿の状況をまとめたものである。これによってその大行列の様子もうかがうことができる。

茶壺や役人の荷物を運ぶために、多くの人馬が各宿駅ごとに継ぎ立てられたことはその表でもわかるが、甲府では寛文四年(一六六四)に人足一、一一人、馬一、二五頭を継ぎ立てに用意し、また天和元年(一六八二)には人足一、一四〇人、馬一、六一頭を徴発したことが記録されている。^{【山梨県立岡崎宿歴史資料館蔵】}

元禄十四年の岡崎宿の場合、公費で支払われる人足賃は往復各一八〇人分であったが、それを超過した人数の賃金は全て伝馬宿の負担であり、各地の宿駅のみならず領主までも、その出費には困惑せざるを得なかった。またそれらの人馬を提供する助郷はおりから農事に多忙な時期であり、農民は本業をなげうって使役に従事せねばならなかった。その労役による彼らの苦痛は想像に余りあるものである。

さらに、茶壺の取扱いは身分の高低を問わずに丁重でなければならなかった。粗略な態度をみせると容赦なく罰せられたし、また茶壺が通る際には、前以て道普請が命ぜられることが常であった。子供などの戸口の出入りや扇あげ、屋根の置石なども禁じられたから、偶発的な無礼や粗忽によって罰せられた人々も多かった。

そのため沿道に住民は茶壺道中に対して非常な畏怖を抱き、彼らの苦しみはひととおりではなかったようである。^{【註】}「茶壺に追われてトビッシャ^(トビ)ン^(トビ)抜けたらドンドコ^(トビ)」と唄われた童謡の一節が、その畏怖の念によってもたらされたものであることは言うまでもない。

茶壺往還

享保の改革を行なった八代将軍吉宗は、享保八年(一七二三)江戸から宇治へ運び出す茶壺を三個のみに定めて往路の冗費節減をはかった。同時に徒歩頭に道中の宰領を命じる例を

表 16 御茶壺道中の人馬構成 (元禄14年岡崎宿の場合)

役職名	従者・荷物	往路の数	復路の数	
徒歩頭	老衆	1人	1人	安藤治右衛門
	衆	2	2	
	姓習	8	8	
	廻鞋問馬	3	3	
	家小近侍	9	9	
	手足中	10	10	
		23	23	
茶道頭	衆	2	2	鈴木林碩
茶	(五週)衆	1	1	
	侍手	5	5	
	衆	11	11	井上宗哲・寺田圓碩
	侍中	2	2	
	家抜	1	1	
衆	衆	2	2	
寄屋	衆	1	1	
	箱持	8	8	
	衆	12	12	
	持	2	2	
	箱持	22	22	
	箱持	3	3	
	箱持	1	1	
	箱持	21	23	
	箱持	?	46	徒歩頭預り
	箱持	130	138	兼立人足 (内御米印人足60人)
	箱持	17	22	茶道頭預り
	箱持	?	44	
	箱持	116	132	兼立人足 (内御米印人足60人)
	箱持	4	6	
	箱持	?	6	
	箱持	24	60	兼立人足 (御米印人足)
岡崎藩見送役	衆	2	2	隣接する宿駅まで同行
	衆	2	2	
	衆	1	1	
	衆	1	1	

際して、往路は二条城大番に任命されて赴任する者二名を宰領とし、徒歩衆(路次衆)五名を付けて茶道頭らに同行させることに改め、帰路は大坂城より帰任する番士を同行させることに定めた。また茶壺往還の途中における各宿駅での待遇や茶壺の取扱い法を手軽なものとして、茶壺道中の簡略化をも図った^{【註】}。しかし、そこに運ばれるものは將軍が喫する茶である。また將軍が日光や久能山の東照宮、寛永寺や増上寺などの徳川家祖廟に奉獻する茶でもあった。そのため殊の外に茶壺を神聖視して不浄や物忌みを嫌い、現実には決して手軽なものとはならず、その権勢もまた弱まることはなかった。鈴ヶ森の刑場に処刑があ

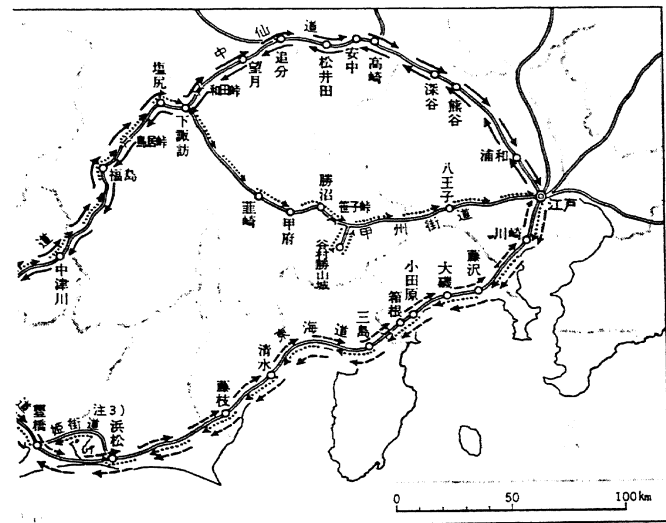


図5 御茶壺道中のコース

- 注1、通常、大津・宇治間の往復は奈良街道を經由したが、宇治橋が通行不能の際に限り、六地藏—豊後橋—横島岬を經由した。
- 注2、熱田(宮)・四日市間は、佐屋路を迂回することが多かったが、七里渡しを舟で渡った例もある。
- 注3、甲州谷村勝山城に茶壺を格納することが廃止される元文3年以前にも、往復ともに東海道を通行した例がある。元禄年間に三河岡崎宿で昼食をとった例、宝永年間に姫街道を迂回し気賀関所を通過している記録などがそれである。
- 注4、宝暦7年の際は佐屋路を通行する予定であったが、突然の出水にて通行不能となり、急遽、熱田(宮)一起一大垣一愛知川一守山一大津のコースに変更された。この年の茶壺道中は酒匂川でも川止めにあい、宇治橋も渡れず注1の迂回コースをとった。そのため往復の所要日数が予定を大きく上まわっている。
- 注5、近世後半に最も多く利用されたのが、この美濃路コースであった。それは元文3年、谷村勝山城への茶壺格納が廃止されてのち利用されるようになったが、同年から寛延末年に至る十余年間には在来の甲州街道を經由した年もあって定まっていなかった。美濃路コースが固定化するのには宝暦年間以後である。



るときは脇道を迂回して刑場前の通行を避け、沿道民家が煙を出すことを禁じ、また送葬の際も茶壺の通過が迫っているとときには延期させられた。忌服中の者は茶壺運搬の人足に出ることも禁じられていたほどである(下田原宿)。

街道や宿駅にはおのずから災害などによって障害が生じることもあり、運搬役人にも道中筋の好みがあった。したがって、茶壺道中の通行する道筋は江戸時代を通じて必ずしも定まっていなかった。図5は最も多く利用された三つの道筋を示したもので

である。江戸中期以前には甲州谷村町(山梨県都留市)に立寄って茶壺の一部を領主秋元氏に預け、夏季の間寒涼な谷村勝山城に格納する例であったから、往路は東海道、帰路は中仙道・甲州街道を經由するのが常であった。しかし、さきにあげた岡崎宿の史料や図5の注3に記したように異なったコースを通行したこともあった。その場合でも茶壺を谷村に格納することは変らなかったため、身延街道または御坂越え(鎌倉往還)を經由して甲斐に入ったようである。

元文三年(一七三六)、茶壺を谷村に預ける例が廃止されて宇治から直接江戸へ持帰り、江戸城内富士見櫓に納め置くことになった(『徳川』)。そのため甲州街道を經由する必要はなくなったが、依然として中仙道や甲州街道を經由して江戸に戻ることもあった。中仙道を茶壺が往復するようになったのは、信濃長久保宿や茂田井宿の記録によれば延享五年(一七四八)からで、茶壺道中の休泊に関する心得を最寄りの東海道各宿に問合せるように命じた触状がのこされている。幕府に準じて行なわれた水戸家の茶壺道中は、江戸

後期に至っても中仙道を通行していたが、幕府のそれは往路を東海道にとり、帰路は図5の注5に示したように草津―彦根―大垣―起―鳴海の中仙道・美濃路・東海道を經由するコースにはぼ定まっていた。途中、駿河府中(静岡)において久能山東照宮へ奉納する茶壺が同官別当代に渡されたが、その他の神社へ納めるものは一旦江戸城へ入ったのち、それぞれ運ばれたのである。『皇代通記』、宇治御用。史1。宇治御用。ほか。

茶は殊に湿気や水濡れを怖れるものであったから、茶壺道中は舟を利用して水を渡れることをつとめて避けた。今切における浜名湖の渡り避けるために姫街道を迂回して気質の闊所を通過したり、宮(熱田)・桑名間の海上七里の渡船を避けて北方佐屋路をまわったりしたのもそのためであった。

なお茶壺道中は東海道逢坂山の追分から奈良街道に入り、醍醐・六地藏宿で旅装を解き、採茶使は平服に着換えて木桶・五ヶ庄を経て宇治に至るのが通常のコースであったが、宇治橋が流失または破損しているときには六地藏から西へ迂回し、豊後橋(観月橋)を渡って向島から宇治川左岸堤防を通って宇治に至る道筋をとり、舟で宇治川を渡ることがなかった。『宇治市役所文』、宇治御用。史1。宇治御用。ほか。宇治橋が流失していた文化四年(一八〇七)には茶壺の宇治逗留中に洪水があつて、堤防が決壊したため、六地藏までの通行が不能となり、急拠修理されたが、その出立は六日間延引している。『上林三入』、家文。二。

江戸・宇治間の所要日数は、東海道を通行した場合通常二日間であり、甲州街道や中仙道を通行すると一三、四日を要したようであつたが、各地の河川が増水して川止めにあつた場合も多く、それぞれ一兩日ばかり遅延するのは常のことであつた。

壺得つ茶師

精選した良質の葉茶を入れる紙袋を茶袋といい、その葉茶を袋茶という。通常茶壺にはいくつかの茶袋を納入し、その周囲に詰茶と呼ばれる葉茶を詰めて壺口を封じるが、袋茶は壺中の最高品であつて茶磨で挽いて濃茶に用い、詰茶は薄茶として使用されるのが普通であつた。茶袋には、もと一袋に葉茶二〇匁を入れたものだが、千利休のころから袋を小さくして一〇匁ずつ入れるものを用いるようになり、それを「半袋」または「半」と呼んだ。

半袋には内蔵する茶の銘が記されるが、それは葉茶を摘採した茶園名や茶の品位を心覚えとしたものである。たとえば「宇文字昔」・「大祝の白」などは前者であり、「一の白」・「いの昔」などは後者を示している。また、一般に最もよく知られる「初昔」・「後昔」の銘は將軍が喫する最良の碾茶に付された銘であり、三仲ヶ間宇治茶師の全てが、この両者を自家の最高の製品とし、その他には各家がそれぞれ自由に銘を付けた。『上林家前』、代筆家前。このことは、近世前期にすべての宇治御茶師が將軍御物の用をつとめていたことに起因するものであろう。三仲ヶ間形成以後、御物御茶師のみが將軍の飲用する茶を製造・納入する定めとなつたのは既述のとおりであるが、それより早く命名された初昔・後昔の銘が、そのまま各家に伝承されて使用されたのである。

古来、宇治では奉書紙を用いて茶袋としていたが、上林掃部丞の子徳順勝永が駿府で徳川家康に謁したとき、家康が奉書紙は湿りやすいから以後美濃紙を使用するように指導し、美濃代官であつた栗原宇右衛門を通じて、毎年宇治茶師に美濃紙が支給されることになつた。同上。この支給はその後一時中絶したが、淀藩主永井尚政が御茶吟味役のときに復活され、のちには年番御茶頭取上林家を通じて御物御茶師一家に五〇枚ずつ、御袋御茶師九家に三枚ずつ支給された。同上。美濃紙が渡されるのは、毎年二月中旬のことであつたが、茶詰御用に関する宇治茶師の直接の務めは、このころから始まるのである。

三月に入ると、幕府からその年の採茶使の名前と江戸出発の予定日などの通知があり、年番御茶頭取が三仲ヶ間年行事を集めてそのことを知らせる。年行事は仲ヶ間の茶師に回状を以て通達し、いよいよ製茶の準備にとりかかる。『上林家前』、代筆家前。史1。宇治御用。ほか。

茶摘みが始まる日は、年によって茶芽の成育に遅速があるため一定しなかったが、たいてい立春から数えて八〇日目を基準とした。茶摘みの一〇日ばかり前には、年行事が宇治恵心院に火除の祈禱を依頼する。『上林家前』、代筆家前。史1。宇治御用。ほか。幕府御用茶が宇治を出るまでは新茶の出荷を禁ずる旨の高札が立てられるのは、茶摘初めの日であつた。『宇治市役所文』。

茶摘みが始められて二六日目くらいに、京都所司代による御茶試みが行なわれるが、試茶が行なわれるころに茶壺が江戸を発足する手順になつていった。したがって茶壺道中が宇治に着くのは、試茶ののち十二、

三日目である。『京都御所』 旧暦四月下旬から五月中旬のころであった。

採茶使は道中の各宿駅から出す先触や書状によって年番御茶頭取と密接に連絡をとり、茶師は茶壺がどのあたりまで来ているかを熟知していた。大津の宿に到着すると、兩上林家の手代と三仲ヶ間年行事手代、さらにその年の御数寄屋頭を宿泊させる茶師などが出迎えに行く。この茶師を宿番といい、初期には上林味卜・星野宗以・上林三入の三家のみが宿番をつとめていたが、のちには他の御物茶師も交替で務めることになった。『上林三人家』 しかしこの三家の茶師を宿番の御茶師とする遺風は後期まで存続し、採茶使が宇治に到着した当日に茶道頭・茶道らは非番の御茶頭取宅およびこの三家へ挨拶におもむくことを例としていた。『西成市立図書館蔵』 また、初期には採茶使全員が宇治に泊り、その滞在費は御茶頭取や茶師の負担とされていたが、元禄十二年(一六九九)に公費で支払われることに改められた。それ以来、宇治に宿泊するのは稀となり、京都木屋町や伏見新町毛利橋あたりに宿をとるようになった。『福川集紀』

その後宝永三年(一七〇六)四月に、京都室町四条下ル東側に屋敷を借り、採茶使宿泊の用に宛てること
が定められているが、その屋敷がつねに利用されたわけではなかったらしい。『京都御所』 すなわち近世後期
においても、木屋町三条付近に茶道頭・茶道が宿泊していたことが記録されている。『宇治茶御用』
『道中図集』

ところで、彼等が宇治に宿泊しなくなっても、宿番の茶師のみならず全ての宇治茶師がのちのちまでその
鑿応に関する出費に悩んだことは言うまでもない。御用茶の減量が申渡されると、すぐに鑿応や進物の
量を節減してその出費を少なくしているのである。『上林味卜家文書』
『御物中記』

採茶使が宇治に着く日は、茶師の手代たちが六地藏付近まで迎えに出る。茶師一同は十徳を着て御茶頭
取兩上林氏とともに宇治橋東詰に並び立ち、御茶壺の行列を出迎えた。採茶使はすぐに年番御茶頭取の邸
に入り、茶師一同も揃って挨拶があり、その年の茶詰に関する話合いが行なわれる。江戸から運ばれた御
物茶壺は茶師に預けられ、宇治を出発する日まで御茶壺蔵に納められて、茶師やその手代によって昼夜と
もに、不寝番を置いて守られる。茶師はその日から茶詰の準備などに取りかかり、多忙な半月間に入る。『文化
九年』

御物中記
備考

一方、採茶使はその日の午後に数人を宇治に残して京都の定められた宿泊所へ向かう。このときは宇治
川を舟で伏見へ下るので、茶師一同は羽織に着替えて宇治橋下の乗船場(宇治浜)まで見送る。その翌日に
は御茶頭取や茶師が手土産として挽茶を持ち、京都木屋町三条の茶道頭・茶道の宿泊所へ挨拶に行く。こ
の時、茶師は十徳に着替えて、所司代・兩奉行所へも回る例であった。同上。

御物御茶詰

御茶壺道中が宇治へ到着して九日目、準備万端整ったところで採茶使立会いのもとに茶詰
が開始される。茶詰の順序は前以て茶師一同相談の上で決定し、その日は年番御茶頭取の
居宅において作業をする。『上林味卜家文書』

江戸中期における幕府御用茶壺とその茶詰を担当する茶師を『京都御役所向大概覚書』によって表17に
示したが、そのころは江戸から運び込まれた銘のある茶壺が多かったことがわかる。しかし、享保八年
(一七三三)の改革以後には、將軍が直用する御物茶壺と定められた一〇個の茶壺が、毎年三個ずつ交替で
宇治に運ばれることに改められたから、その他の茶壺は全て宇治において新しい壺を用意したのである。

御物茶壺一〇個の銘と容量、宇治に来る順年は表18の通りである。『西成市立図書館蔵』 当時葉茶一斤は二〇〇匁
(七五〇グラム)であったから、たとえば半袋二〇と詰茶五斤の茶壺には、袋茶が二〇〇匁、詰茶が一貫匁
で合計一貫二〇〇匁の葉茶が容れられていたわけである。

三個ずつ宇治へ来る御物茶壺のうち、二個は御茶頭取兩上林氏が一個ずつ詰め、他の一個を御物御茶師

宇治に運ばれる順年	
子・寅・辰・午・申・戌	
子・辰・申	
子・辰・申	
丑・卯・巳・未・酉・亥	
丑・巳・酉	
寅・午・戌	
卯・未・亥	
卯・未・亥	

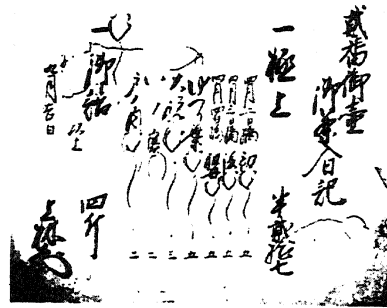
一人が交替で詰めたが、これらに対して幕府
は、茶壺の容量に関係なく一壺あたり大判一枚
の代価を支払う例であった。これを大判詰、ま
たは黄金詰の壺と呼び、容量に応じて茶の代価
を算出する茶壺を価詰やたいつちまたは勘定詰の壺と称し
た。価詰の場合には、茶の代価のほかに茶壺の

表 18 御物茶壺の名称と容量

茶壺名	容 量		茶壺の由緒、その他
	袋茶(半1袋=10匁)	詰茶(1斤=200匁)	
福海	半 20 袋	6.0 斤	寛文12、大和郡山城主本多政勝の遺品を献上
虹	20	5.5	明暦3、尾張徳川家より献上
藤瘤	20	4.5	明暦3、紀伊徳川家より献上
寅申	20	6.3	元禄10、甲府綱豊より献上
日暮	20	5.3	寛文6、千姫遺品を献上
袖扶	20	5.0	元禄5、宗義貞より献上
志賀	20	5.5	
旅衣	20	3.6	寛文8、久留米城主有馬頼利の遺品を献上
埋木	20	5.5	
太郎五郎	20	3.8	宝永元、松平頼常の献上

蓋・緒・箱などの代金が一壺あたり銀七匁五分支払われていた。〔宇治茶〕
幕府御用茶壺には將軍が用いる御物茶壺のほか、寺社献上用のものや將軍の世子などが居住する西丸において使用する茶壺、禁裏・仙洞などへ献上される茶壺など多数があった。それらの茶詰を担当する茶師や支払区分もあらかじめ定められており、毎年同様のことが繰り返された。表19には「宇治茶詰記」によって弘化年間における幕府御用茶壺の種類・量目、茶詰を行なう茶師(詰主)などを示した。支払区分の欄に献上と記したものは茶師から幕府へ贈呈するもので、その代価は支払われなかったものである。御袋御茶師九家は、表19に記したように紅葉山東照宮へ奉納される茶壺に各々半二袋ずつを詰加えて献上した。これは御袋茶師設置の由緒にもとづくものであり、右の壺の袋茶が他の茶

(頁の都合上により次頁へ続く)



写 31 御茶入日記

壺に比して少なく記載されているのはこのためである。茶詰は定められた順序に従って手順よく二日間で行なわれる。茶が詰まり茶道頭によって封印された壺は、鍵のついた外箱に入れられて御茶入日記がその蓋裏に貼付され、別に目録が添えられた。御茶入日記は茶壺の中の茶の種別銘柄・量目・茶詰の月日・詰主(茶を精製した茶師)の名前などが記入されており、壺口の封を切らなくても内容がわかるようになっている。それらの茶壺は直ちに宇治御茶壺蔵に保管されて荷造り待たすが、朝廷へ献上される茶壺のみは茶詰された翌日、採茶使の手で京都所司代に運ばれていくのであった。〔京都御所所司代宛書状〕

茶詰が完了して六日目ごろから茶壺蔵において壺の荷造りが行なわれる。これを「壺箇り」(壺くくりカ)といい、御通茶壺から始められて御物茶壺へと移る。この時は徒歩五人衆が立会い、茶師が「箇り人足」を使って洪紙・菓座・細引などで防湿に配慮した荷造りをする。

茶師による一連の作業が終了すると、採茶使は揃って宇治を出発し帰途につく。茶師はその前日午後から夕刻にかけて宿番の宅に揃って採茶使に挨拶をすませる。出発に際して茶師は宇治橋きわに見送り、その足で一同揃って氏神である宇治離宮明神(宇治神社)に参詣し、御茶詰の無事終了を感謝する。したがって、茶師が茶壺道中に行することは全くなかったのである。〔上林春松〕

この間における宇治茶師の気苦勞は想像に余りある。饗応・進物などの採茶使との複雑な交際にはここに記す余裕がないが、それぞれに厳しい負担であった。さらに茶師たちは、ほっとする間もなく各々の取引諸侯への新茶出荷に忙殺されるのである。尾州家の茶壺などは、幕府の茶壺道中に僅か二日遅れて宇治に着いていた。上林春松・尾崎坊有庵の両茶師は、幕府の茶詰と一日遅れに尾州家の茶詰を自宅で行なった

から、その手順には寸分の狂いも許されなかったわけである^{上同}。

幕府の茶壺が宇治を去ると、御物御茶師星野宗以を通じて禁裏・仙洞御用茶壺到着日が決定される。表20のように、その茶詰に参加する茶師も例年定められており、茶詰の手順などは幕府の手順と大差なかった。しかし、茶を詰める場所はそれぞれの壺を担当する茶師の私宅であり、詰められた茶壺は星野宗以方へ集められることになっていたので、幕府御用に比べてその軽重の度合には大きな違いがあったことが感じられる。

朝廷御用茶壺の運搬には禁裏取次衆二名・同御膳番二名が京都代官の手代三人ともに出て差配したが、一旦京都御所へ入った茶壺は京都所司代与力の手によって愛宕山上に預けられ、一夏を過ごす例であった^{『京都御所の大帳』}。
^{『京都御所の大帳』}「宇治配」

御茶壺蔵

宇治に到着した幕府の茶壺を格納する場所として、宇治には御茶壺蔵が設けられていた。
 寛永十年（一六三三）三月茶壺道中が制度化されると同時に、前年除封された加藤肥後守忠

広の伏見屋敷の土蔵と座敷が、小堀遠江守らによって宇治の上林峯順邸内に移建され、御茶壺蔵とその番

（頁の都合上により次頁へ続く）

表20 朝廷御用茶壺

使用種別	茶壺名	茶の量目		詰主	茶料・その他 (●大判詰、○備詰)
		半袋	詰茶		
禁裏御用	延命	15(袋)	3.5(斤)	上林六郎	●隔年交互に詰める
	石上	25	5.0	上林又兵衛	
	細谷川	10	5.5	星野宗以	●毎年
	嶋津	25	6.5	上林三入	
	無銘	15	4.7	木村宗二	●隔年交互に詰める
	(別儀御茶)	—	8.0	尾崎坊有庵	
	(〃)	—	5.0	〃	○毎年
	(〃)	—	3.0	上林三入	
	(〃)	—	3.0	木村宗二	○〃
	東宮御用	緑	10	2.5	
仙洞御用	玉簾	25	4.1	〃	●〃
	松枝	25	3.5	上林又兵衛	
	八尾	25	3.1	尾崎坊有庵	●三年一度交替に詰める
	無銘	15	1.1	上林三入	
	(別儀御茶)	—	5.8	木村宗二	○毎年

所に転用されたのが初設のものである^{『上林峯順邸』}。
^{『上林峯順邸』}「上」

その後、元禄七年（一六九四）になって御茶壺蔵の位置を峯順宅地の外に移すことが命ぜられたため、上林峯順重胤が普請奉行となって居宅の後方宇治里尻の地内に、新しい土蔵を建立している。それは東西十五間・南北二十三間の敷地の周囲に、角倉与一の所管する御土居敷の竹を用いた矢来と水濠を巡らせ、二カ所に間口二間余の簀戸門を開き、その中には三間四方の土蔵二棟、桁行十間・梁間三間の番所一棟、八間に三間の路次衆居小屋が設けられているものであった。その建造ならびにその後の数度におよぶ修理は、全て京都所司代・両町奉行の差配によって

公費で行なわれたのである^{『京都御所の大帳』}。
^{『京都御所の大帳』}「上林峯順邸蔵」

先の上林峯順邸内の茶壺蔵は、その後公的には使用されなくなつて、享保四年（一七一五）に上林門太郎久豊が一旦改易された際、その居宅と共に取潰されてしまった。またその改易のために里尻の御茶壺蔵の管理は、分家である上林又兵衛政武に一任されることになったので、新たに又兵衛家から直接御茶壺蔵に至る通路が設けられている^{上同}。門太郎が許されて御茶頭取に復職してのちは、両者が毎年交替して御茶

壺蔵を使用・管理したのである。

ところが延享二年（一七四五）六月、洪水によって宇治橋下流の左岸が破堤し、御茶壺蔵が流失してしまふという災害がおこった。そのため翌年の再興にあたって土蔵の位置を替えるように命ぜられたので、上林左仲武久は里尻の西端（兎国鉄宇治駅の北方）の地に再建している。その規模は先の流失したものと大差はない。『住山時之介家文書』。『上林家前代記録』。

先述のように御茶頭取の役目は、その後も幕末に至るまで両上林家の隔年交替によって行なわれていたから、土蔵の鍵は年番の方が預かり、毎年十二月にその引継ぎを行なっていた。『上林家前代記録』。

また茶壺蔵の清掃は役人の巡回などがあるたびにその通路と共に行なわれた。御茶頭取の用人から宇治郷の役人宛に掃除人足の差出しが命じられると数人の人数を町費で雇って清掃に従事させねばならなかった。『宇治治政所文書前代記録』。『宇治治政所文書前代記録』。 嘉永七年（一八五四）七月の大地震には前々年に修理されていた茶壺蔵とその付属建物が破損し、京都において修理の入札が行なわれている上。

明治維新を迎えて御茶壺道中がなくなるとともに、宇治の茶壺蔵も取払われ、周囲の水濠も埋められていつの間にか水田となった。上林峯順が建てたそれも、いまはその場所も定かには極めがたいが、現在の市民会館の後方にあたるところが、その跡である。

一方、『徳川実紀』承応三年（一六五四）十月十四日の条には「数寄屋方伝」として、初期には幕府御用茶壺を洛西愛宕山頂に預けて夏季を過ごし、冬が近付くと江戸に持帰って口切をする例であったと記し、後に甲斐谷村に置くことに変更したと伝えている。しかし、この数寄屋方の所伝は、同紀の他の記載を参酌すればまことに疑わしい。茶壺道中の制が確立した寛永十年から僅か五年後の同十五年には、四月三日に、徒歩頭彦坂平六郎重定らが持帰った宇治茶がすでに到着しているし、また同十八年七月七日に、徒歩頭石野八兵衛氏照が一たん江戸に帰着し、同年十月五日に甲州へ茶壺をとり改めて出発し、三日後の八日に甲州から江戸城へ帰ったという記事がある。『徳川実紀』。 これらによれば、將軍家の茶壺は当初から愛宕山に格納されることはなかったようである。数寄屋方の伝承は、前述した禁裏御用茶壺や將軍家から朝廷に

献上した茶壺などが、愛宕山頂の土蔵に格納される例であったものと混同して誤って伝えられたものと考えねばならない。もちろん、愛宕山にあった諸坊の記録やその他の史料にも將軍家茶壺を預かったことを記したものはない。

しかし、愛宕山頂の諸坊舎が、諸家の茶壺を預かるのは相当古い習慣であったらしい。慶長元年（一五九六）の大地震のとき愛宕山諸坊が倒壊し、「所々ヨリアガル真壺過半損」じたことがみえている。『記』。

禁裏御用茶壺が京都所司代によって愛宕山上へ運ばれる例であったことはさきに記したが、寛保元年（一七四一）以前は愛宕勝地院（長床坊）が預かり、その後同院が焼失したことから威徳院の土蔵に保管される例が生じた。ところが、やがてその土蔵も破損したので教学院に預けられることとなった。愛宕山上の諸坊舎は、しばしばその土蔵修理料の寄進を所司代や諸侯に願出している。『愛宕神社百年誌』所司代。『代官所領所司代所司代所司代』。 維新以後はその茶壺預けのこともなくなり、愛宕山諸坊舎も神仏分離によって廃絶してしまったので、いまはその土蔵の面影もない。

幕府御用茶壺が預けられた甲斐の谷村勝山城は、文禄三年（一五九四）浅野氏によって築かれたもので、慶長六年（一六〇一）以降鳥居成次が浅野氏に替って居城し、さらに寛永十年（一六三三）以後は秋元氏が三代七三年間にわたって居城したが、宝永二年（一七〇五）秋元喬知が武蔵川越に移封されて廃城となった最高時四万石の小藩であった。『高時』。

廃城後は幕府領に改められ、代官所が城下におかれたが、その城跡は都留市川棚の標高五七メートルの山頂である。崖下に桂川が流れて、甲斐絹の産地として賑わう城下の家並を隔てる要害の地であり、付近の人は「お城山」と呼んでいる。現在城郭の遺構は何も残されていないが、山頂には平坦な場所があった。東照宮が祀られており、そこから南々西三〇キロメートルたらずにそびえる富士山が眺望できる。茶壺蔵があった場所は山頂のすぐ傍らの尾根の上で、富士風しをまともに受ける天然の冷蔵庫といった場所である。この蔵を「富士の風穴」とも呼んだことがうなずかれる。

この蔵への茶壺格納が行なわれた元文二年までは、採茶使は甲州街道から南西にはずれたこの地に立寄

って、宇治から運んできた茶壺のうち四個を城主秋元氏の家老に預けていく。其年の秋もすぎた十月上旬になって、江戸から再びその茶壺を取りにきて、將軍家の口切りの茶事の間に合わすのであった。

解説

宇治は江戸時代最高の品質をほこる茶の生産地として知られたところであり、王座を静岡にゆずったものの現在でも著名な生産地であって、『宇治市史』は、茶業について大きく紙面をさいている。茶壺道中のまともな文献資料としては宇治市史が最高であろうとされているものである。研究編でも多用しているので全文を転載した。茶壺道中の全容を知る上で貴重であるが、当市とのかわりとしては、愛宕山保管説を否定し、最初から谷村保管の立場をとっており、また、保管数を四個と限定したり、茶壺保管の終年を元文二年としているところや、復路として身延みち、御坂街道などをとりあげている点に特徴がある。

☒ 郡内甲州街道物語

お茶壺道中

茶壺に追われた子どもたち

慶長八年（一六〇三）徳川家康が將軍となり、江戸幕府が成立したころから郡内岩殿城蔵屋敷に、將軍家が一ヵ年間用いるお茶を土用中貯蔵するようになってから約三十年たった寛永十年（一六三三）、秋元泰朝受封のころ制度化されたこの「茶壺道中」は、十万石の大名行列と同じ格式によって権威をもつようになったという。

甲州街道を公用通行として、参勤交代などで平常通る大名は、諏訪の高島藩高三万石諏訪伊勢守伊那の高遠藩高三万三千石・飯田藩高二万石大和守や、その家中、幕府役人・巡見使・甲府勤番士たちであり、「茶壺道中」は街道の奇妙な年中最大の風物詩として、元文三年（一七三八）まで百五年間も続けた。

寛文五年（一六六五）の記録によると、山城国（京都府）宇治を六月四日についた十五個の茶壺は、中山道から甲州街道を甲府、御坂峠を越えて谷村勝山城に六月十五日到着したという。勝山城中には土用中、富士山の冷気で新茶を貯蔵する風穴がある。土用も無事にすぎ、富士山麓に涼風のたつ旧暦七月中旬には江戸から茶壺受け取りの茶道頭一行が再び谷村におとすれる。

冷気を受けた茶壺は谷村から大月・猿橋・上野原・八王子を経由して江戸城へと厳重な警護のもと、威儀も正しく進行する。沿道の村々や宿場では村方三役・宿場役人はもちろん村中、宿場中の百姓が、土下座して茶壺を迎えた。子供は家や土蔵の中にとじ込められ、犬もつながれ茶壺にそそぐのないよう、お触ふれが出された。

「ズイズイズッコロパン、ゴマミソズイ、

茶つぼに追われてトッピンシャ
お父さんが呼んでもお母さん呼んでもいきっこなしよ
とわらべ唄に歌われ、子供たちのいらだたい心情の様子がうかがわれる歌である。

負担の大きい「茶壺道中」

「下につ下にっ！」と、お茶壺様が悠然と通る街道筋の村方宿場三役は、最高の礼服に袴を着用して薄縁うすはしの上に乗下座、平伏。一般の百姓たちもこれにならう。このお茶壺に出会うと大名や武家、僧侶といえども、駕籠や馬などの乗り物から下り平伏しなければならぬ。

甲府町触によると、道路や橋の修繕、清掃、草取りなど無礼のないようにと、また煙を出すこと、乞食や、けがらわしい者などを近づけないこと、死者がでて葬式を出すことなどがきびしく禁止され、庶民生活に大きな不都合を生じた。

甲州に入って、最初の宿場・台カ原宿（北巨摩郡白州町）では、毎年、田中神社の拜殿に茶壺が泊るので、修繕料として二回にわたり金二十両を拝領している。しかし、拜殿や番所の壁・柱などが濡められ落書きもチェックされ、夜通し乞食・下人を寄せつけてはならないと番士が立ったという。

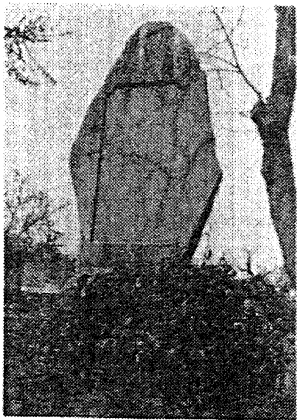
また「茶壺道中」は、十万石の大名行列と同じ権威をもった行列だったので、権勢を笠に着た護衛役人どもの横暴も多く、沿道に土下座する百姓・町人・旅人などの態度や衣服などに難題をもちかけることも少なくなかったといわれる。とくに甲州街道筋の村々や宿駅の百姓たちは、茶壺や役人・荷物の運搬、または接待などのため多くの人馬が動員された文書などが所々に残り、大きい犠牲となった。



10万石の格式をもつ茶壺行列の名残りをとどめる (谷村 八朔祭)



10万石の格式をもって行われる谷村八朔祭り



義民利助の碑 (上野原町八沢)

。正保三年（一六四六）丙戌
 葦崎宿に割り付けられた、「人足は六百
 二十一人・馬五十疋」。
 。寛文八年（一六六八）戊申
 甲府町方入用。「銀百四十一匁もんぶ。年々
 宇治御茶壺の通行ありて、道中の宿駅人
 馬の負担重し」
 。延宝九年（一六八一）辛酉
 甲府町方入用。「人足千百四十人、馬百
 六十疋の多きに達し」という。

助郷軽減を嘆願する郡内五十七カ村

「茶壺道中」は、毎年百姓にとつては夏の草とり（葦殺し）、草刈り、養蚕などの農繁期のため沿道の村々にとつては現在の人たちには想像もできない迷惑なものであった。とくに郡内は土用中、勝山城にお茶壺があり、監視の役人、迎えの役人などの応待が倍加して負担となった。

郡内の助郷の村方五十七カ村から、助郷の割り当てが多く、最近は四日に一日の割りで出勤の命令があり、村方は難渋している。これでは農民が生きていけない。どうか助郷の出勤を軽減して欲しい。と陳情書が出されたのもこのころであろう。上野原の八沢村「饑民義助の碑」は、毎日の助郷出役を軽減してもらうために道中奉行に対し江戸で篤篤訴をおこないその科により箱根山中に山流しされた顕彰の碑と伝えられる。

そして、元文三年（一七三八）には、百五年間も農民を苦しめた「茶壺道中」は廃止され、徳川將軍家のお茶は宇治より東海道を直接、江戸城の富士見櫓に送られるようになった。それは、江戸幕府の権力もこのころになると安定し絶対的となり、十萬石大名の格式をもって権勢を誇示するバレードをする必要がなくなったためであろう。

解説 鈴木美良著「郡内甲州街道物語」より転載

茶壺道中の甲州街道通行を寛永十年から元文三年まで百五年間、茶壺の数は十五個・勝山城には貯蔵のための風穴があった・格式は十萬石である・谷村八朔祭りは茶壺行列の名残りをとどめる・勝山城保管以前は岩殿城蔵屋敷に保管・などの点に特徴がある。天明年間のできごととされる義民利助を茶壺の助郷と関連して解釈している。元文三年、茶壺道中が東海道経由に改められた後でも、甲州街道を通過したことなきにしもあらずであるが、考証が必要とされよう。

◇ 日本商業史（抜粋）

東西両軍の命運を賭けた関が原の合戦は徳川家康の圧勝に終わり、天下の実権はまたたくうちに徳川將軍のものとなった。しかし宇治茶を重用することは信長・秀吉以来少しも変わることはなく、むしろ幕藩体制の確立によって政治組織や身分統制が強化され宇治茶というものの価値は一層の高まりをみせた。

將軍家が宇治茶を愛飲することにより、諸国の藩主や上層武士のみならず寺社や公家などもそれにならって宇治一辺倒の姿勢を見せ、千利休によって大成された茶道が、礼法として幕府内部に採り入れられ、武家の作法としての柳宮茶道という形をとって諸国に伝播していった。

宇治製と呼ばれる現在のような青製煎茶は永谷宗円により案出されたのは、江戸中期の元文三年（一七三八）のことである。これが全国的に普及し飲用されはじめたのは江戸時代も後期であった。

また、玉露の創製にいたっては、幕末に近い天保年間（一八三〇～一八四三）いまから、一五七年前のことであったと伝えられている。

宇治郷では、すでに慶長十六年（一六一一）の検地において茶園の面積を田畑と別個に計測し他の地目と区別して算出している。

茶園	一〇五町歩	(三二五、〇〇〇坪)
田	三一町歩	(九三、〇〇〇坪)
畑	五六町歩	(一六八、〇〇〇坪)
宅地	二町歩	(六、〇〇〇坪)

宇治では茶園のことを「園」または「園畑」と呼び、その収量を米に換算したものを園高と呼んだが、高級茶園の換算基準ならびに、その栽培面積は一般に田畑に比較して格段の差が付けられていた。これは宇治茶が他に類のない貴重な産物として扱われていた事を表す。

幕府は茶の需要者としての立場から、茶の良否を検分・指導するため宇治茶師が毎年納入する茶を試飲する御茶吟味役を設置したこの御茶吟味役はすでに室町幕府のころから設けられ、武野紹鷗・荒木道陣・千利休を経て、古田織部に引き継がれていた。

織部は関が原の合戦では徳川方に属していたが、大阪夏の陣では豊臣方に内通したとして自刃を命ぜられ、元和元年（一六一五）六月十五日木幡付近において切腹して果てた。その後、御茶吟味役に任じられたものが小堀遠守政一である。

古田織部の時代は、豊臣家から徳川家へと政権の移行をみた過渡期でありまた小堀遠守の時期は、徳川政権の確立によって宇治茶

上納の制度が固まって行く定着期であり、宇治茶も改良・工夫されて柳営茶道が全国諸侯への普及に伴って、それから諸侯が宇治茶の需要家となり、宇治茶の販路が全国へ拡大されていった。

しかし、年を経るにしたがって真の茶の吟味というものは、江戸城中より御茶壺道中として毎年宇治に派遣されてくる御数寄屋(茶道)衆の味覚・臭覚にゆだねられることになった。

徳川幕府という大きな力が日本全国をひとつの枠にはめて支配するようにになると、宇治茶師もその枠のなかで茶の生産業務に従事することとなり、茶園の栽培は指定された宇治茶師のみに許可されたという特権があった。

宇治茶の茶師は三種として分けられ、御物茶師・御袋茶師・御通茶師とがあった。

御物茶師は將軍家の茶を当たり、御袋茶師は紅葉山・日光等献上の茶を当たり、御通茶師は代所向の茶を当たった。御物茶師な上林峰順・上林竹庵外九家にして上林竹庵の二人が頭取となり何れも代官格にて上林峰順は五百石、上林竹庵は三百石を領し、宇治にてはこれを両上林と称し、上林峰順は上屋敷、上林竹庵を下座敷などと称して領主の如き権勢を有し両家隔年に頭取を務めた。故にこれを正番といい御物茶師は何れも由緒あるものである。ことに上林竹庵の祖先は越前といった頃、岡崎に於いて家康に仕えた後に茶園と家を賜い、竹庵は慶長五年(一六〇〇)伏見城中にて討死したが、將軍家綱のとき寛文五年(一六六五)竹庵の孫に朱印をあつたえ御物茶師の頭取となり大名の茶師を兼ねることとなり、大名の茶師となる時は剃髪して十徳を着し一刃を挿すことを許され、代官格となり幕府の茶壺を宇治へ下したのは將軍家光のとき寛永九年(一六三二)今から三五五年前に始まった。

將軍家光が己の威勢に服従するや否かを試すための一端としてわざわざ茶壺に威勢を持たせて通行させ、少しも故障がなければ吉例として毎年茶壺を下し茶壺には茶道頭一人・坊主一人・従頭一人・組の者を引きたて通路を警衛して六月土用五十日程前に茶を詰め終われば京都の愛宕山に百日あまり収め置き、再び山より取り出して江戸に持ちかえり往來の駅・代官所よりこれを饗し(酒食)私領はその領主より厚くもてなしを受けた。

將軍家綱のとき承応元年(一六五二)今から二六七年前より愛宕山を止めて木曾路を下向し、土用一兩日前に甲州都留郡谷村勝山城に収め置き、護送の人はみな江戸に帰り、秋(十月上旬)に再び勝山城に赴きこれをたずさえ江戸城へ向かった。

甲州谷村勝山城(山梨県都留市)に立ち寄って茶壺の一部を領主秋元氏に預け、夏季の間爽涼な谷村勝山城に格納する例であったから、往路は東海道、復路は中仙道・甲州街道を経由するのが常であった。道中コースも異なったコース(身延街道または御坂越えを経由)を通行したこともあった。その場合でも茶壺を甲州都留郡谷村勝山城に格納することは変わることがなかった。

《寛永九年(一六三二)將軍家光の時より始まる》

☆元文二年(一七三七)以前のコース

宇治―京都―大津―彦根―大垣―加納 (中仙道) 御嵩―中津川―福島―鳥居峠―塩尻―下諏訪―
韭崎―甲府―勝沼―笹子峠―谷村勝山城―大月―八王子―江戸

【承応元年(一六五二)京都愛宕山を止め、甲州都留郡谷村に収める、とある。】

☆元文三年(一七三七)以後のコース

宇治―京都―大津―彦根―大垣―加納 (中仙道) 御嵩―中津川―福島―鳥居峠―塩尻―下諏訪―
和田峠 望月―追分―松井田―安中―高崎―深谷―熊谷―浦和―江戸

【甲州谷村勝山城に預けることが廃止され、宇治から直接江戸へもち帰り、江戸城内富士見櫓に納め置くことになる。】

☆元文三年以後のコース 延享五年(一七四八)

宇治―京都―大津―彦根―大垣 (美濃路) 名古屋―熱田 (東海道) 豊橋―浜松―藤枝―清水―
三島―箱根―小田原―大磯―藤沢―川崎―江戸

【茶壺道中の休泊に関する心得、最寄りの東海道各宿場に問い合わせるよう命じた触状が残されている。】

街道や宿駅には災害等により障害が生じることもあり、運搬役人にも道中筋の好みがあった。したがって茶壺道中の通行する道筋は必ずしも定まっていなかったようである。

江戸・宇治間の所要日数は東海道通行した場合は通常十二日間、甲州街道や中仙道を通行すると十三―十四日を要したようである。

駅路の費用・役夫の労少から將軍吉宗のとき、享保八年（一七二三）道中から護送の者に饗する（酒食）事を止め、また徒頭の警衛をも止められて二条城に在番する大番一人を添えることになり元文三年（一七三七）より谷村に納め置くことも止めて京都より谷村に納め置くことも止めて京都より直接江戸に送り富士見の櫓に入れ置くことになった。

茶壺道中の改革

八代將軍吉宗は、享保八年（一七二三）江戸から宇治へ運び出す茶壺を三個のみに定めて往路の冗費節減をはかった。同時に徒歩頭に道中の宰領を命じる例を廃止して、往路は二条大番に任命し赴任する者二名を宰領として、徒歩衆（路地衆）五名を付けて茶道頭に同行することに改め、帰路は大阪城より帰任する番士を同行させることに定めた。

また茶壺往還の途中における各宿駅での待遇や取り扱い方法を手軽なものとして茶壺道中の簡略化を図った。しかし、現実には決して手軽なものとはならなかった。それはやはり將軍が喫する茶であり、また將軍が日光や久能山、東照宮、寛永寺や増上寺などの徳川家祖廟に奉納する茶でもあったので、茶壺を神聖視して不浄や物忌みを嫌い、鈴ヶ森の刑場に処刑があるときは脇道を迂回して刑場前の通行を避け、沿道民家が煙を出すことを禁じ、また送葬の際も茶壺の通過が迫っているときは延期させられた。忌服中の者は茶壺運搬の人足に出ることも禁じられていたほどであった。

元文三年（一七三八）いまから二四九年前より谷村に収め置くことをやめて京都より直に江戸に送り富士見櫓に入れ置くこととなり、八十八夜前両頭取より京都所司代へ伺いのうえ、差園を得て宇治橋の辺りへ高札に書して建置き、茶壺は將軍家の名器、福海、茶壺は將軍家の名器、福海、庚申、志賀、埋木、日暮し発、旅衣、藤壘、袖狭、太郎五郎、の内三つずつ順番に持って来て、茶壺は御茶壺庫として別に庫内に入れ、茶を詰めて湿気を取るため一週間留め置き敵軍に警衛し、二壺は両上林にて詰め、一壺は御物茶師九家において年々交代に詰め、茶壺一個に付き大判金一枚ずつ与え、これを大判詰とも呼んだ。諸大名も一壺に大判一枚ずつを出した。

解説

宇治市史に多く転用されているので同史と重複がみられる。傍線を付した部分が当市に関係するが谷村格納開始を承応元年とし、保管数を一部としている点や甲州街道を通行しない場合も谷村格納のため、身延街道又は御坂街道を通過して保管したというような点に特徴がある。

江戶時代の交通文化

宇治茶壺の道中

宇治茶を江戸に取寄るといふことは「有徳院御實記」（吉宗傳）に「實永九年（一六三三）に將軍家光が始めて之を試みた」とある。其當時は後年の様に大業のものではなかったのである。僅かに御教寄屋坊主二、三人に茶壺を持たせ、徒士頭一人と走衆数人を具して宇治に至り、上林など称す茶師の下に、銘茶を撰して壺に詰めさせ密封して、之を山城国愛宕山上に格納する事一百餘日、後徐ろに下山して之を江戸に持ち帰り、將軍の飲料に供し、日光廟や久能山にも供物となし、又何時の頃よりしてか、皇室へも献上したものであると思ふ。それが段々と需要も多くなり取り扱いも鄭重を極むる様になって愛宕の山上に登搬するのは億劫に夏宝、そこで是が方向を更へ、綱吉の時代貞享年間より、木曾街道を下諏訪から甲州に入り、都留郡なる谷村城内の風穴（フウケツとも呼んだ）に格納する事となった。其の當時は秋元氏の居城であったから、同氏が専ら風穴格納庫の修造に與つたものと思はれる。

然るに、「駅通志稿」に此の谷村としたのを、家継の時代と断定しているのは何によったか疑わしい。余は功力亀内氏の所蔵に係る甲府町年寄反田文書によりて、元禄二年谷村城に格納した事を確かむる事を得た。而してそれ以前に於て、既に木曾街道を通過し泊には寺院を選んでいた事が貞享四年の道中奉行高木伊勢守の触書（木曾福島亀子氏文書）によりて之を知ると同時に、既に此時谷村に納めたのを併せ知る事を得たのであるから、最初からして上りは東海道を通行せしも、下りは木曾街道を通行したもので、上下共東海道の通りとしたのは元禄三年であったことが、是又福島文書により、道中奉行高木伊勢守の触書によりて判明した。只茲に一つ疑問なのは東海道を下って来ても、猶ほ元文迄谷村に格納したかどうかといふ事である。東海道から御坂越を甲州に入るのとは不可能ではなかったかと思ふ。

谷村の格納を廢して東海道を直送し、江戸城内富士見櫓の上層に納むる事にしたのは、志稿の説によれば元文三年（一七三七）にして、八代將軍吉宗が道中に於ける護送者の悪弊と、谷村城は寶永に廢城となつて管理者を失つたからであらうが、経費のかさむといふ事も重なる理由の一つであらう。此の説は多分御触留によれるものなるべし。然れども稀には木曾路を通行した事もある様だ。

爾来江戸よりは御頭茶道の内壺人、組頭各位の平御茶道二人とて茶受取に行つたらしい。是は何れも駕籠に乗り共の者には侍一、二人草履取両掛挾箱合羽籠等の共連は何れもしているらしく、其他に荷宰領部屋頭等の人足廻しを引率した。下向には京都所司代の指揮を受けて禁裏に御茶献上即ち御所、仙洞御所、春宮御所等に所司代を経て献上を済ませ、道中の警固役として二條の番士一名を附して愈々江戸に下降するのである。

甲州谷村城の風穴に茶壺格納時代の運搬は、其の最初即ち元禄二年五月の諸賄帳なるものが甲府の町年寄阪田文書として遺されて

いる其記事によると、

御壺泊り之覺

廿一日	守山	廿二日	醒ヶ井	廿三日	加納	廿四日	御嶽	廿五日	中津川	廿六日	原
廿七日	奈良井	廿八日	下諏訪	廿九日	臺ヶ原	晦日	勝沼	朔日	猿橋	二日	八王寺

右之日積もりに而從宇治江戸迄御壺為持下候間、人足百六十二人、御傳馬十七疋、可出之其内人足七十六人馬四疋飛驒守分人足八十六人之内乗物八人、馬十三疋者休盛分可出之、前々之通御壺寺地江入置申間敷候、御壺通候時、往還之人馬不滯様可致候若這留之儀も候はゞ其所より可申遣、此方より書付遣候外貴之人馬堅不可集此状先々江可遣者也
五月廿四日

御傳馬衆中

野村休盛 ㊦
 神尾飛驒守 ㊦

右飛驒守分人足七十六人之内拾二人は甲州從谷村御壺三ツ江戸へ為持下り候間可出の残而六十四人者谷村より江戸迄入不申休盛分人足八十六人之内乗物八人者谷村より江戸迄可出之残而七十八人從谷村江戸迄申間敷候者也

此の文書により谷村城内の風穴に納められた一、二、三番以下の茶壺の為に百四十二人の運搬人夫を使用された事が明らかになっている。そして谷村に格納せられざる三荷の為に一荷四人計十二人の茶壺運搬として谷村より江戸迄使用したのであった。然らば谷村城迄で不用になった人夫百四十二人の搬夫一荷四人懸りとするとき其の格納された壺数は約三十五荷を算する事が出来て、後に示す中山道奈良井問屋の報告三十八荷と其敷に於いて合致する事を得たのである之を三箇所の風穴に納むる事として一箇所十數個を容れたものと思像される。

猶此外に別觸を以て野村休盛は人足二十四人傳馬十五疋、又神尾飛驒守は人足八人傳馬廿疋繼立方を木曾路馬次に通達しているから、前の百四十二人は全部御茶壺の為に使用された運搬夫である事が確かめられたのである。

甲州街道の各駅では茶壺運搬は初回の事であつて、兼ねてから其の取扱の六ヶ敷かつた事を苦慮したあまり、御茶壺道中取扱方に経験のある木曾街道奈良井宿の問屋に対し、其の一行の顔觸や人数其他の取扱振を問合せ、同宿の問屋宿屋は之を美濃中津川の泊に

問合せ、宿繼飛脚で甲州街道迄次々に通報した所の文書が存している。

美濃中津川宿御泊り付の覺
 一、御本陣様御人数 四拾三人

内十人は食 御本陣にて上り 御宿一軒入申候

(著者云ふ御本陣様とあるのは「御茶壺本陣といふ義であろう内十人とあるのは領主から警固の為出張し二夜此所の御茶壺の番をしたもので、食とあるのは其の役人が此家にて食事のみをとるので別に宿泊所を要するの意であらう。)

御下宿

御歩行衆様	七人	御	宿	一軒
御小姓衆様	八人	外に御下宿		一軒
御足輕衆様	十二人	御手廻衆様		十人
御馬 二疋	六人	御仲間衆		十二人
一、野村休盛様(註茶道頭) 上下				二十一人
御下宿二軒内	十人御座被成候宿			
	二人御座被成候宿			

外に御六尺衆へ御宿入申候儀可有御坐候

一、伊藤雲悦様(註平御茶道なるべし) 上下四人 荷物下宿壺軒
 一、大沼休斎様(同上) 上下四人

一、御奉行様 六人 御宿二軒 一軒に付八人づゝ、
 (註 此の御奉行様とあるのは旗本神尾飛驒守なるべし)

一、御 壺 拾九荷
 一、御 壺 拾九荷
 一、梓御 壺 六荷

(註 此六荷分は奈良井問屋の通信中にも問題視されている。思うに將軍御用のものにあらざるべし、或は阪田文書中にある

殿様分とあるのは甲府城の分なとあるべし)

- 一、御長持 三枝
 - 一、御乗物 三挺
 - 一、御乗懸 四十駄
 - 一、軽尻 拾貳疋ばかり
 - 一、分持 十五、六荷
- (註) 両掛とやゝ等しきものたるも両掛は一定の形あれど、分持は然らず、荷捧の両端に振分て担ふ様にした行季、時として両掛をかく称するところもある)
- 一、次から駕籠 一挺(但し是は所々のかご出し候申候)

右之通中津川御泊り付参り須原当地(奈良井)に而此通り支度仕候間相違御座ある間敷候此分御支度可被成候いづれも御壺にて哉わく御壺之内に御座候哉所々にて御立継被候ニも台の上に荒薦を敷き候由但壹丁如に風聞に候御心懸け可被成候御泊にては弥御心掛ケ被成候 村々心無元可被思召存、中津川御泊り時写進候、此外相替御座候はゞ重而可申進候相替儀も無御座候はゞ申入間敷候右村々左様御心得可被為成候是は台ヶ原へ申上候いつも御飛脚被遣候此通り相違は御座有間敷候間此通り御支度可被成候以上

辰の刻

五月廿七日

奈良井といや(問屋)

野村安右衛門

三橋六郎右衛門

庄屋

角田金兵衛

賈川より塩尻 諏訪台ヶ原

御問屋衆様

此の文書中著者が圈点を付した所に手品の種が伏在しているものであると思ふ。此の壺を置く所に新しき「コモ」(薦)を用意し

置くべき事も奈良井宿から注意して来たもので、甲府では各組に手分して薦を五十三枚用意した記録がある。思ふに此の薦を往来など邪魔になりそうな所に置きて、往還の旅人や問屋関係の人馬などに触れしめ、恐喝的取財をたくらんだのではあるまいか、末項に示す所の新太郎少将の牽馬が往来で茶壺を踏返し事件の如きものを惹起せしめたものであらう。

此一行が甲府に着いた時の御馳走の控がある。普通食事の外に是丈の餐応をしたものと思われる。到って簡単なものではあるが、それでも多人数であるから相当心配をかけたものであらう。

以下献立、送迎の方法、警備等について御茶壺諸事覚帳の記録を提示しているが別掲の甲府市史資料と重複するので略す。

以上は、元禄二年五月、御茶壺が甲府に到着した時の御馳走即ち接待振である。当時甲府城には六代將軍となった家宣(綱重の長子にして当時豊綱といふ)が在城していた。徳川の親藩として居城していたにも拘はらず、町方のものは斯くも心配して、越度(おちど)なき事を孜孜として勤めているあたりに將軍の吞料たる所の茶壺の威力を示している。単にそれのみでなく、常に傲然として、勅使に対してさへ肩衣しか着用しない関所の役人も、茶壺に対しては、麻上下を着用し下座して、人間以上の尊敬を払っている。其処に興味深く感ずるのである。

解説 樋畑雪湖著。茶壺道中研究に多用されている論文である。愛宕山保存の立場

をとり、貞享年間より谷村保管としている。茶壺は谷村城内の風穴に格納し

たとし、風穴の数を三ヶ所、一ヶ所の風穴に十数個入れたとしている。谷村

に大部分の壺を納めたことを記したり、元文二年までは東海道を通行するよ

うになっても御坂越えて谷村に格納したということに疑問を投げけるよう

な点に特徴がある。

御茶壺道中解説

茶壺道中は、幕府が四・五月ごろ宇治でとれた新茶を茶壺に納めて江戸へ送ったが、その道中をこのようによんだ。その道中の道筋は、江戸・宇治間往復共に東海道を利用することが多かったが、一時期復路は中山道を経て、下諏訪から甲州街道に入り、谷村城内に格納することが行われた。その期間は明確ではないが、万治三年（一六六〇）には行われており、元禄三年（一六九〇）には東海道にかわっている。したがってそれが制度化された時期は寛永七年（一六三〇）または同九年といわれるから、復路甲州街道を利用した時期は、制度化後三〇年程後から、約三〇年間ほどであったといえる。

ここにかかげた史料は、この期間の終りの一〇年間に閉するものである。これらの史料に共通していることは、いずれも時期が五月下旬から六月中旬に甲府を通過していることである。これは、例年同じ時期に新茶が摘まれて送られる方式が一定しているためである。また、派遣される役人やこの宿泊等の接待の様子もさして変るところはなかったようである。そうした様子を最もよく具体的に示す史料は、元禄二年「御茶壺諸事覚帳」である。

これによると、諸役人の宿割が定まると、その出迎えの人々が定められ、当日は荒川端まで出迎えることとなる。

335 御茶壺諸事覚帳 元禄二年（一六八八）

「元禄二年
巳御茶壺諸事覚帳
五月廿七日」
御茶壺御陪役人覚

一 神尾飛彈守様御宿 柳町二丁め
御迎 上連兵 仁兵衛
一 野村休盛様御宿 柳町三丁め
御迎 八日町 五郎左衛門 披者町 太郎右衛門
御宿 川尻町 勘左衛門 八まん町 九兵衛

「大志
休斎様
同三丁め
六左衛門

「 同三丁め
八兵衛

「 同二丁め
権右衛門

「神尾志
飛彈守様 柳町二丁め
御宿 御下宿 同町 次兵衛
野村休盛様 同三丁め
御下宿 五兵衛
御迎 袋町 三郎右衛門 同町 彦兵衛
御宿 広小路 平右衛門

そして、これらの茶壺と役人等は、甲府の町々に割付けられた人馬によって石和宿まで紐き送られていった。その際にも様々な役割が定められ、人々がそれにしたがって割あてられていた。そのような役割にしたがっての分担を示す帳面が「御茶壺役人割」であり、これに「町触」や、町々長人の請負の連判などが書添えられている。

御茶壺道中の諸役人共は、この御茶が將軍の飲料だということをもって、何かと威張り散らした。そのためか、宿々は大変な気の配りようであった。そのため元禄二年の史料を見ると、木曾宗良井宿からは、中津川宿での茶壺の取扱いなどを以後の宿々に詳しく伝える回文を書送っている。

それほどであったから、接待の方も「りんご」や「すし」を進物として持たせ、柳町では店々の商品の陳列もやめるほどであった。また人々の見物は禁じられ、士下座が要求された。

ともあれ人々にとっては例年大変な負担であったが、元和元年を例にとると馬六一疋、人足一一四〇人必要としており、町民の苦痛の種であった。

御下宿 同七町 兵衛 御迎 古六山町 四郎左衛門
 一御使者御宿 柳町三丁め 同藤左衛門
 一御賄所 同長兵衛 衛
 一人足渡 役人居所 柳町武丁め 喜兵へ柳
 役人居所 喜兵へ柳
 役人居所 同人裏
 古六山町 四郎左衛門
 六山町 半右衛門
 魚町 七左衛門
 同与次兵へ
 西青沼町 又左衛門
 上横沢 清左衛門
 古柳町 清太夫
 白木町 忠左衛門
 愛宕町 伊左衛門
 下横沢町 孫左衛門
 相川町 勘左衛門
 立近習町 助右衛門
 横近習町 忠右衛門
 下物左衛門 上一条町
 役人居所 柳町老丁め 八右衛門柳

馬居所 同金左衛門前
 八左衛門 白木町 甚五右衛門
 和田平町 吉兵へ
 横田町 兵へ
 手子町 善兵へ
 御崎町 長左衛門
 古城屋町 佐右衛門
 柳町 四郎兵衛
 同五郎右衛門
 同孫左衛門
 同權右衛門
 一御手形書 式人へ 柳町二丁め 三郎柳
 式人へ 同三丁め へ柳
 一御買物使 三人へ 柳町武丁め 三郎柳
 三人へ 同三丁め へ柳
 八日町 五兵へ
 八日町 彌惣左衛門
 同源右衛門
 同七左衛門
 同八郎兵へ

一御判鑑請取人 柳町武丁め 式人へ 長三郎柳 同忠左衛門
 同三日町 次兵衛
 同次郎兵へ
 式人へ 同三丁め 兵衛 同五日町 兵衛
 同五日町 右衛門
 殿様御壺 上連雀町 半兵衛 御迎 疊町 与五兵へ
 金手町 五兵へ
 殿様御壺 御下宿 半左衛門 御迎 新青沼町 徳右衛門
 殿様御壺 同御下宿 次兵衛 御迎 久保町 伊右衛門
 三日町 与兵衛
 惣御迎差引
 是ハ来ル晦日、明七ツより荒川端迄御壺並御奉行衆御着ハ不及申ニ、御家来衆又ハ御付荷物荒川端迄御着次第其わけ書付、人足ニ為持御賄所迄注進可被致、勿論御奉行衆銘々御家名承、其時々の御迎の者差図致、御馬ニ付参候様ニ可被申付候

一御壺ニ付石和迄参候人足 柳町 新左衛門
 三日町 喜左衛門
 八日町 伊右衛門
 右新左衛門儀ハ松木甚左衛門と一所ニ、飛騨守様御預りの御壺ニ付可申候、喜左衛門伊右衛門儀ハ、休盛様御預りの御壺ニ付可申候、何れも路次中大切ニ御供仕石和迄参、石和にて問屋年寄衆へ相渡シ、勿論相渡シ候段御当番の御歩行へハ御茶道衆へ御断申可罷候
 一御壺合羽請取役人 同長兵衛 同新右衛門
 同六山町 与右衛門
 同平左衛門
 是ハ御壺ニ掛ケ候合羽かこニ入、役人付候て菲崎より可参候間、数相改請取候て石和迄御供致参り、石和にて問屋年寄衆へ断致、御掛替の合羽有之候はかけかへさせ、此方よりの遣候分ハ皆請取かこに入持参致、問屋場へ相渡シ可申候、若石和にてかけかへの合羽無之御借り申渡由申候は、合羽細引共ニ数相改、問屋年寄

衆へ相渡し、勿論請取手形持參可仕候

一 殿様御壺御付荷物ニ付候役人

横近寄町
市左衛門
同町
市郎兵衛
い七町
三郎左衛門
い七町
八郎兵衛
西一条町
甚五右衛門
同町
八郎右衛門
川尻町
八右衛門
同町
甚五左衛門

五月廿七日
御奉行所

こんたて

たて

なんばん 切麦

からし 汁

引て
取金(合) 卷ッ

酒

是へ来ル晦日、明ケ七ツより御賄所ニ相詰罷有、殿様御壺御当地御立被為遊候刻、御荷物寄駄ニ卷人宛付候て石和迄御供仕、石和にて御才料衆へ念を入御渡し申、可罷帰候

右の通り御茶壺、来ル晦日ニ御当地御通り被為遊候間、諸役人明ケ七ツ時より罷出、面々御役義無相違様ニ可被相動候、若相違の儀も有之ニは、面々可為越度候、以上
元禄貳巳年

一 三拾人前 ひと守様御宿 甚五左衛門
一 貳拾人前 休盛様御宿 新左衛門
一 六人前 御茶道様御宿 長三郎
一 六人前 同断 六左衛門
一 拾人前 御休番様御宿 八兵衛
一 拾人前 御当番様御宿 権右衛門
一 同人前 ひと守様御下宿 庄右衛門
一 同断 同断 次兵衛

一 同 休盛様御下宿

一 同断 同断

一 五人前 御使者御宿

一 六拾人前 朝めし

一 六拾人前 切麦昼

一 拾人前 殿様御壺御宿 一汁二才(巻)

酒 取金(合) 卷ッ

一 拾人前 御下宿

一 拾人前 御下宿

一 役人割節、一切何ニても出し申間敷候

一 御賄所同断

同町
半左衛門
同町
次兵衛

覚書

一のりかけ荷何ほと參候哉兩人を付ケ、先へ可知事

一 大遷寺通見物、男女共ニ一切置申間敷候、棚出の義、

棚は脇町をはひらかせ置可申候

一 役人割節、一切何ニても出し申間敷候

一 御賄所同断

一 台ヶ原へ三日前ニ飛脚遣シ可申事

一 はう巻本の事

一 はかまき事

一 馬せうそくの事

一 御城せうじ事

一 万札の事

一 道橋せうじ事

一 殿様御壺御迎の事

一 宿せうじ事

一 りんこ籠札八枚

一 むしろ可相調事

一 御壺籠おひ可申候事

一 人馬先へ參候を又遣、是へ巻かいニ付キ可申の事

一 印判式ツ入候事

一 辻々はたき式人ツ、指置、往還の義へ其通其外へ一切

ノ通りニは通申間敷候、ろうせき不作法無之様ニ可仕候事

一 殿様御壺御宿、八日町の番の時へ柳町也、柳町番の時

ハ上連雀町也

一 女男子共ニ至候迄見物無用、御茶壺御通の節は町内へ
□子共迄も入申間敷由被仰付候

はたきあて候分、但往還の義ハ各家持分御通の節罷
出居候ニ付、此分へハあて不申候、其外の町よりあ
て候て出し申候なり

一 はたき式人

一 三人

一 四人

一 五人

一 四人

一 式人

一 五人

一 五人

一 三人

メ三拾三人

一 御壺ハ五月晦日の御通り道見分として、町御奉行衆御
兩人御揃廿八日八ツ時分ニ御通被成候、其次て御宿家

入新左衛門所御覽被成候

一 御城番様御目付雨宮喜太夫様、廿九日の朝六ツ道見分
として御出被成、御宿家入所御覽被成候

一 御壺御通りの節、阿波守様江戸ニ被成御座候、武右衛
門様ニハ弥兵衛様の御死去の服有之、監物様ニハ江戸
にて伯父子御死去の服有之候、四郎右衛門様ニハ京都
にて御兄子御死去の服有之候、五左衛門様ニハ御死去
被成候、何れも此御指合故当年ハ御目付衆雨宮喜太夫
様、御触頭朝比奈八郎左衛門様・野田七郎兵衛様此三
人の御衆計御出被成候

一 町御奉行衆より被仰渡候ハ、道御見分ニ御出被成町御
奉行衆御通の節ハ、品商の面々並棚の者下へおり候事
無用たるへし、御城番衆御通りの節ハ右々の通り品商
の面々ハ下へおり可申候、棚の者共も下へおり可申候
由被仰渡候ニ付、其通り申候候事

一 御壺御通の節ハ、青沼より城や町迄分宿々ニ罷有若通
の衆、人馬けかの義も有之か、其外何ニても六敷有之
候ハ、立合、御わひいたし埒明ケ、若見のかし候ハ、

越度たるへき旨申渡候事

一 御壺御通の節ハ柳町ハ各別、其外ハ棚開キ置可申候、
御とおりの節ハ下へおり、つくはい可申候

御進物の覚

御城代衆御目付衆町御奉行衆御納戸衆御触候衆御遣衆

一 林 橋 志籠

すし 式桶

同 断

りんこ 一籠

すし 一おけ

町御奉行衆御着候ハ、御見廻御共

りんこ 一籠

すし 一おけ

同 断

りんこ 一かこ

すし 一おけ

同 断

ひた守様へ
御使者御先手

休清様へ
御使者御与力衆

御茶道様へ
御使者同断

御茶道様へ
御使者同断

御茶道様へ
御使者同断

御休番様へ
御使者御与力衆

一 御休番様へ
御使者御与力衆

御当番様へ
御使者御与力衆

一 殿様御壺御宿
御使者町御与力衆

御二人

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

りんこ 志籠

すし 四桶

同 断

一 御下宿七軒ほと、右は又申来候ニ付、四軒の御下宿の
外式軒別入可申候と存、六右衛門久兵へニ申付申候

御壺泊りの覚

廿一日 守山 廿二日 醒井

廿三日 加納 廿四日 御嶽

廿五日 中津川 廿六日 須原
廿七日 奈良井 廿八日 下諏訪
廿九日 台ヶ原 晦日 勝沼

六月朔日 猿橋 二日 八王子

右の日積りにて從宇治江戸迄御壺為持下候間、人足百六十式人、御伝馬拾七疋可出之、此内人足七十六人馬四疋飛驒守様分、人足八拾六人の内乗物昇八人、馬拾三疋は休盛分可出之、前々の通り御壺寺地へ入置被申間敷候、御壺通候時、往還の人馬不滞様可致之、若逗留の義候ハ、其所より可申遣、此方より書付遣候外、貴の人馬堅不可集、此状先々へ可遣者也

五月廿日

野村休盛 印
神尾飛驒守 印
御伝馬衆中

右飛驒守分人足七拾六人の内、拾式人ハ甲州從谷村御壺三ツ江戸へ為持下り候間可出之、残て六十四人にて谷村より江戸迄入不申候、休盛分人足八十六人の内、乗物昇

八人は谷村より江戸迄可出之、残て七十八人從谷村江戸迄出申間敷候者也

御壺下り

御朱印増人馬の事

員数は連判廻状の通り、但右の外人足式十四人御伝馬十五疋、野村休盛分ニ可出置之候、尤此廻状義、先々へ可遣之者也

巳五月廿日

御伝馬衆中

野村休盛 印

今度御壺ニ付御徒衆八人、從宇治江戸迄木僧路下候間、御朱印御伝馬四疋並駄賃伝馬五疋、右の通宿々不滞様可被申候、以上

巳五月

木僧路馬次宿中

神尾飛驒守 印

今度御壺付、從宇治江戸へ木僧路下り候間、實人足八人

駄賃伝馬廿疋、右の通宿々不滞様ニ可被申付候、以上

巳五月

木僧路馬次宿中

神尾飛驒守 印

一同 十三 三日町組
一同 十三 八日町組
一同 十三 いせ町組
〆五拾三

神尾飛驒守 印

中津川御泊り時の覚

我等組家来迄、右乗通者猶有之は、此判鑑引合通可被申候、無印判者ハ我等組中又ハ家来にて無之候間、左様可被相心得候、為其判鑑宿々へ遣シ置申候、我等通候節、此判鑑返シ可被申候、且又御壺為進宿の年寄肝煎等、他宿へ来候様ニ風聞候間、面々宿へ離參候事堅可為無用候、以上

木僧路馬次宿中

覚

一 御壺台へ新敷こも敷候よし、奈良井より申来候ニ付、新敷わらすくりこも出させ置遣申候、尤人足踏役人方へ請取置申候

一 ころも十三

柳町組

一 野村休盛様 上下式十一人

一 御中間衆様 十式人

一 御馬式疋 六人

一 御手廻り衆様拾人

一 御六尺衆様 十式人

一 御足輕衆様 五人

一 御小性衆様 八人 外ニ下宿老軒

一 御步行衆様 七人 御宿老軒

一 御下宿

一 御本陣様御人数 四拾三人
内拾人ハ合御本陣にて、上り御宿老軒入申候

一 下宿式軒 内 拾人御座被成候宿

式人御座被成候宿

外ニ御六尺衆へ御宿入申候儀可有御座候

一 伊佐雲悦様 上下四人

荷物下宿 老軒

一 大沼休斎様へ 上下四人

一 八人御奉行様 拾六人

御宿式軒、老軒ニ八人ツ、

一 御壺 拾九荷

一 御壺 拾九荷

一 わく御壺 六荷

一 御長持 三枝

一 御乗物 貳丁

一 御乗懸ケ 四十駄

一 御付荷 三十式駄

一 から尻 拾疋計

一分持 十五六荷

一 次から籠 老丁

但是ハ所々のかこ出シ申候

右の通中津川御泊り時參、須原も当地ニても此通り支度

仕候間相違ハ御座有間敷候、此分御支度可被成候、いつ

れも御壺ニて哉、わく御壺の内ニ御座候哉、所々ニて御

立被継候ニもたいの上ニあらこもしき候由、但老丁如ニ

風聞ニて候其御心懸ケ可被成候、御泊リニてハ弥御心掛

ケ可被成候、村々御心無元可被思召と存、中津川御泊り

時写進候、此外相替御座候は重て可申進候、相替儀も無

御座候ハ、申入間敷候間、村々左様御心得可被為成候、

是ハ台ヶ原へ申上候、尚も御飛脚被遣候、此通り相違ハ

御座有間敷候間、此通り御支度可被成候、以上

辰ノ刻

五月廿七日

野村安右衛門
三橋六郎左衛門
庄や 角田金兵へ

賢川より

本山

洗馬

塩尻

諏訪

台ヶ原

御問屋衆様

御同心衆

一 西青沼町

一片場町

一 連雀町

一 三日町角

一 問屋前

一 八日町

一同所六山町角迄

一金手町

一 城屋町

藤兵へ

助右衛門

作太夫

与太夫

藤兵へ

吉左衛門

九兵へ

権右衛門

利兵へ

惣兵へ

久右衛門

孫左衛門

七郎左衛門

左右衛門

一 御きめ(御)の御長持參候ニ付新敷(新)も入申由、申来候ニ

付、五拾式杖御敷仕候へハ、御きよめノ御長持ニ(後)た

參候ニ付、新敷(新)も式杖ならてハ入不申候、拾三枚八

日町組、拾三枚三日町組、拾三枚いせ町組、拾三枚柳

町組より出し申候

一夜ル若先荷物參候時ノため(御)丁ちん式拾かり置申候、柳

町・八日町・いせ町・いせ町より五ツツ、かり申候、

以上

覚 御先帳人馬高分也

御朱印 七拾六人 飛弾様分

御朱印 八拾六人 休盛様分

御朱印 四 疋 飛弾様分

御朱印 拾三疋 休盛様分

御朱印 同 断 休盛様分

御朱印 同 断 同 断

御朱印 御歩行衆分

一 駄賃馬五疋 同人

一 駄賃人足八人
一 駄賃馬式拾疋
メ人足百九拾四人
メ馬六拾疋疋

飛驒守様分
同人

御壺ニ付覚書

一 往還一通り道見分ニ、明廿八日朝町御奉行衆御出被成候、前のてい衆棚ノ先下へおり候事、堅無用ニ可致候由被仰渡候、乍去長人の分へ罷出迎候様ニと、我等共心入ニて申渡し候、明後廿九日朝御城番衆御目付衆御出可有之、それニハ角のとへてい衆棚の者長人罷出、下へおりつくはい候様ニと被仰渡候事

元禄貳巳年

五月廿七日

解説

甲府市史史料編(三巻近世Ⅱ)には交通運輸に関する資料として甲州文庫蔵の茶壺道中に関する資料が三点ほど収録されているが、そのうち冒頭の茶壺道中の解説と、研究編で多用した御茶壺諸事随覚帳とを転載した。解説では谷村での茶壺納期間を万治年間から元禄二年までの約三十年間としている点に特徴がある。御茶壺諸事覚帳は、役人や、宿泊接待の様子を具体的に記し特に搬送されてくる茶壺の過半は谷村で格納されたことを決定する資料として重要と思われる。

甲州文庫にはこの他に「御茶壺菲崎より府中迄送り人馬割付」「御茶壺御宿随入用書出」「八王子御茶壺通行記」「甲府御茶壺役人割町触長人連判」「御茶壺諸事覚帳」「御茶壺役割」が収蔵されている。

☒ 幕 末 百 話

一四、將軍のお召料お茶壺

旧曆四月頃 お茶壺のお附添いをして宇治へ前後七回下りましたるお咄。概略をお話しすればこうでございます。江戸を出発するのは旧曆四月頃、そして土用三日前ぐらいに江戸へ戻るようにして行きます。これに附添いますのが、お坊主と、土分打込みで、さよう十三人ばかり。お坊主は御数寄屋頭一名、茶道二名、土分は十人、御朱印持組頭に手伝三名、お茶壺に組頭一名、采領五名という顔触れでした。いつも入梅頃で、出発といい、道中といい、蕭々雨を喰い毎度閉口をします。

お壺は九つ このお茶壺と申しますのは、小さな長棒駕籠へ、ちやんと箱が出来て据えました。箆れば動かぬようにしてある。ましてお壺は羽二重で包み、綿入の袱で裏みますから、投り出したって壊れっこありません。將軍のお召料のお茶で、持って戻ると、今の坂下の右の所に見えます 富士見三重の御櫓の一層に納まります。あの御櫓ばかりですな、今に残っていますのは……このお茶壺は一つでない、九つありました。由緒がありまして、太郎五郎など申す壺は、一番大きい方で、何しろ大手を出しますと、もう「下にいろ下にいる」でした。

戻りには干鯛 我々采領は黒縮緬の無紋で、道中御・徒士の格でした。本馬一匹人足五人というお許しで、道中の勢いといったら一通りや二通りではありません。定宿は極つています。五十三次、駅々前触れがありまして、また城主家老がその土地土地で出迎いをいたします。興津辺では生魚をたくさん出しますが、前途を急ぐからといっておきますと、戻りには干鯛にしておいて土産

解説

篠田鑛造著、『幕末百話』(角川書店)は、幕府の世相をうかがう興味深い書で、茶壺道中に七回にわたって直接随行人の話で、茶壺道中のありのままの姿を知る上に貴重な資料となっている。『御茶壺道中記』井上六平編より転載。

に贈れます。小夜では筈のからしあえだとか、いや種々道々の御馳走は食べ飽きます。道中の雲助たちも知らぬものはありませんで、引眉の大男が担ぐ、威勢のよいものなんです。

もうあの夢はさりながらお茶壺は大名衆の鼻摘みで、道中で行違う事なんかがあると、出迎えねばなりませんから、それと聞いて寺へ逃込み、逗留して遣過させる大名もあれば、鼻薬を配って無難を祈るものもあります。これが役徳でした。宇治へ着きますのは十二日目ぐらい、お茶壺は宇治へ持込み、我々は三条木屋町へ陣取りました。気楽で威張れて、下に居ろで、御入用お構いなし。もうあの夢は二度と再び見られません。

初音と後昔 宇治の茶畑は実地を見分いたすのです。土といい、樹といい、かれ切っておりませんが、宏大もなくあるかというに、さほどではありません。ほかから（八幡あたりから出る）参りますんで。……將軍のお茶詰は初音と後昔とありまして、前後二度に摘みます。不浄を忌み、なんでも五斤入三つぐらいだったかと思えます。このほかには只の茶をたくさん仕入れまして、帰りに一町から続くぐらいであります。また我々へは御風味と称して、小さな茶壺へ挽茶を容れたのを贈れますが、これは戻りに定宿で与りますと、たいそうもない珍重。……やれ虎が落ちるとか、寿命が延びるとか申したものです。

大井川止め その時は諸大名、お茶壺に落合って、大分お腹が痛みます。それは袂の下を遣いますからな。……川が開いた時にもお茶壺が先に渡らなければ渡る事ができません。いや將軍の召喚がるお茶すらこれでした。……大した御威勢のもので……

二二、お茶壺のお付き旅日記

御茶壺の威 お茶壺の事が出ましたが、いや懐旧の情に堪えません。世俗に虎の威を借ると申すことがござれど、お茶壺の威を借りたのは手前どもで、ま

ことに当年の事を想出しました。道中筋の有態がございませんでしたから、それを手前がお話いたしました。あれが妙なもので、江戸を一步出ますと士衆には一日置かねばなりません。お城ではお坊主として手前どものほうが大威張り、お坊主といえは御存知の通りで、ちよつと代表者を求めましても、河内山宗俊なんかが居ります。いや、しかし見識の高いお坊主も居りました。一概に悪者ばかりでもない。

小田原入城 出発の朝は七ツ時宅を出て、大手下馬へ行き、御門明を待ちお城入り。お壺を受取り、出立します。第一日は品川松岡屋が定宿で、士衆へ祝儀など出します。それよりいちいち五十三駅の泊を記しませんで、御馳走になつたり、名物の出た所を申しようなれば、戸塚より藤沢へ参りますと、平塚まで三里半、難後（一里半）という所にお壺立（泊り）となる。宿屋藤田屋でそれぞれ身祝いなどをしました。大磯を経て小田原へ入りますと、いわゆる箱根手前、問屋役人より酒肴を出します。大久保加賀守の領で、お茶壺は城内へ入れ、矢来門、町奉行出迎案内をします。下乗橋には、家老・用人・目付役、挨拶に出ます。城主御在国だと御自身出迎いで、ここです。お茶壺の威を借るといのは……。問屋よりは梅干がわりに代で出します。

宇治の到着 そこで宇治へ着きますと、宇治橋に出迎いの人々おびただしく詰めかけ、ここで士分は京都へ、手前どもは茶所へおもむくという理窟で、これからお召料のお茶詰になりますが、それは長くなりますから省きますが、到着三日目、士衆は道中無御滞到着、恐悦至極の旨を言いに参つたもので、……違いもありましようが、大略前申した通りです。

（出典 篠田鑑造著「幕末百話」）

責而者草

「責而者草四編、八七（松平新太郎光政殿、御茶壺二御行合ナサレ候時ニ、御茶壺ヲ道ノ真中ニ置有リシヲ、御供立ノ内、牽馬フト踏返シヌ、サレドモ御茶壺ニ別條ナシ、然ル所御茶壺ニ附キシ御役人大ニネタリ懸リ、色々断リ申スト雖ドモ承引セズ、兎角主人切腹然ルベシト申ス、此ノ由御聞キナサレ、少シモ苦シカラズ、其ノ儘捨置キテ通り候ヘト仰附ケラレ候、役人へ御使者遣サレ、手前牽馬御茶壺ヲ踏返シ候由、扱々粗相ナルコト氣ノ壺ニ存候、併御茶壺ニ別條コレナキ由、此ノ段ハ東武へ罷越シ、彼ノ地ニ於テ御断リ申スベク候、借左様ニ大切ナル御茶壺ヲ、馬ノ踏ミ候様ナル粗末ノ所ニハ何トシテ置カレ候ヤ不屈ノ至リニ候、此等ノ趣到著其ノ儘御老中見廻候間、其ノ砌御沙汰ニ及ブベク候、左様ニ心得ラルベシト仰遣ハサル、御使者言捨ニシテ歸リヌ、此ノ旨御役人承リ大ニ迷惑シ、却テ色々御断リ申スト雖ドモ、御取上ナシ、二三宿モ御跡ニ附キテ來リ、御断申候時、御叱リナサレナガラ、左様ニ迷惑申候ハ、此ノ度ハ沙汰ナシニシテ遣スベク候、以來粗相コレナキ様嗜ミ申スベシト仰セラレ事済ミシトナリ、」
 (出典「広文庫」)

解説 茶壺道中の權威を傘に道中一行がわざと、大名にそそぐがおきるように仕かけた次第で、道中一行の横暴ぶりを示す資料。小説『西海道談綺』（松本清張）にとり入れられている。『御茶壺道中記』（井上六平編）より転載。

京都御所向大概覚書

主 詰	茶の量目		量数	支拂区分	用 途
	袋 茶	詰 茶			
上 林 門 太 郎	半30袋	4.7斤	1個	大判詰	御物茶壺・虹
"	100	22.0	5	"	御物御用
"	40	6.0	2	"	禁裡・仙洞へ献納
"	140	23.0	7	"	將軍の妻妾へ進呈
"	60	10.2	3	"	日光・上野・芝の御靈屋へ進献
"	3	2.0	1	献 上	御茶吟味役の試飲用
"	6	12.0	6	"	芝・上野・紅葉山靈廟御茶湯用
上 林 又 兵 衛	90	13.8	4	大判詰	御物御用
"	80	12.8	4	"	將軍の妻妾等へ進呈
"	40	9.9	2	"	日光・久能阿東照宮へ進献
"	※6	3.7	1	"	紅葉山東照宮へ進献
"	40	7.2	2	"	上野・芝両靈廟へ進献
"	3	2.0	1	献 上	夏切茶壺
"	5	10.0	5	"	上野・芝両靈廟へ奉納
上 林 味 卜	80	14.2	4	大判詰	御物御用
上 林 春 松	60	11.4	3	"	"
上 林 平 入	40	6.0	2	"	"
上 林 井 眞 甫	40	6.5	2	"	"
上 林 井 多 宗 有	40	7.2	2	"	"
上 林 酒 多 宗 有	40	5.3	2	"	"
上 林 尾 崎 坊 有 庵	75	21.3	4	"	"
上 林 野 宗 以 入	60	9.9	3	"	"
上 林 堀 眞 宗 以 入	40	7.2	2	"	"
上 林 長 茶 宗 眞 宗 以 入	20	4.3	1	"	"
上 林 辻 善 徳 宗 眞 宗 以 入	20	3.6	1	"	"
御物茶師 11人	33	22.0	11	献 上	夏切茶壺
上 林 牛 加	—	10.0	2	備 詰	御袋御用 (極揃詰)
長 井 仙 齊	—	10.0	2	"	" (")
御袋茶師 7人	—	35.0	7	"	" (")
御袋茶師 9人	※18	—	—	献 上	紅葉山東照宮へ奉納
御通茶師 6人	24	不定	12	備 詰	御通御用 (極揃詰)
御通茶師 31人	64	不定	31	"	" (")

※ 御袋茶師9人の奉納茶(半18袋)は上林又兵衛の進献茶へ詰め合せる。

解説 江戸中期と推定される文書で茶詰め記録を整理し表示化したもの。搬送され

た茶壺数を知る上で重要資料。

この時の道中では一三五壺が搬送されている。秋元家の担当する久能山東照宮用茶壺は一個であることがわかる。また壺の大小により量目は一定しないことがわかる。
 「宇治市史」より転載

宇治茶価記

茶壺名	内容量		主	茶料
	半袋(袋)	詰茶(斤)		
御買上別儀御茶	—	別儀 5.0	上 林林林	ト松 銀267匁5分
"	—	" 5.0	上 春平	267.5
"	—	" 5.0	上 長酒尾	267.5
"	—	" 5.0	上 酒尾	267.5
"	—	" 5.0	上 尾屋	267.5
"	—	" 5.0	上 堀長	267.5
"	—	" 5.0	上 堀長	267.5
"	—	" 5.0	上 堀長	267.5
"	—	" 5.0	上 堀長	267.5
"	—	" 5.0	上 堀長	267.5
西丸御用御買上別儀御茶	—	" 5.0	上 酒尾	267.5
"	—	" 4.0	上 尾屋	214匁
"	—	" 4.0	上 尾屋	214匁
御通御茶極揃	—	極揃 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
"	—	" 5.0	上 上	
西丸御用御通御茶	—	" 5.0	上 上	110匁
"	—	" 5.0	上 上	110匁
"	—	" 5.0	上 上	137.5
"	—	" 5.0	上 上	137.5
"	—	" 4.0	上 上	110匁
"	—	" 4.0	上 上	110匁
臨時御用御通御茶	—	" 3.0	上 上	82.5
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 3.0	上 上	
"	—	" 4.0	上 上	110匁

解説

弘化二年の宇治茶価記に記された資料を表象化したもので、幕府御用茶として仕立てられた茶壺の数や代価、量目、茶壺の届け先などが判る重要な資料。享保の改革により茶壺は三つと改められたのは、江戸城から宇治へ運ぶ茶壺のことで、復路は現地調達の茶壺が多量に仕立てられたことを物語る資料でもある。この年運ばれた茶壺は一一〇壺であったことが知れる。

茶壺名	内容量		主	茶料
	半袋(袋)	詰茶(斤)		
御物御茶壺	—	極上 20	上 林林	大判詰
"	—	" 20	上 野林	"
"	—	" 20	上 上	"
新御壺	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
"	—	" 20	上 堀長	"
西丸御用新御壺	—	" 20	上 堀長	"
禁裏進献	—	" 20	上 堀長	"
東宮進献	—	" 20	上 堀長	"
御廣中様	—	" 20	上 堀長	"
峯院様	—	" 20	上 堀長	"
松茶院様	—	" 20	上 堀長	"
盛姫君様	—	" 20	上 堀長	"
溶姫君様	—	" 20	上 堀長	"
未姫君様	—	" 20	上 堀長	"
晴光院様	—	" 20	上 堀長	"
誠順院様	—	" 20	上 堀長	"
日光御門跡	—	" 20	上 堀長	"
日光御宮	—	" 20	上 堀長	"
久能御宮	—	" 20	上 堀長	"
紅葉山御宮	—	" 6	上 堀長	"
日光御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
上野御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
上野御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
増上寺御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
上野御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
増上寺御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
上野御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
増上寺御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
上野御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
増上寺御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
上野御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
最樹院様御靈屋	—	" 20	上 堀長	"
被進御用御夏切茶壺	—	" 5	上 堀長	銀123匁5分
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
"	—	" 5	上 堀長	123.5
御本丸定式御用極昔御茶壺	—	極昔 4.0	上 堀長	318匁
"	—	" 1.0	上 堀長	79.5
西丸御用極昔御茶壺	—	" 5.0	上 堀長	397.5
"	—	" 4.0	上 堀長	318匁
"	—	" 5.0	上 堀長	397.5
"	—	" 4.0	上 堀長	318匁
増上寺御靈屋新御壺	—	極上 30	上 堀長	767匁
御献備御用	—	" 50	上 堀長	306.5
"	—	" 35	上 堀長	220.5
御献備御用新御壺	—	" 85	上 堀長	527匁

◇ 童歌 ずいずいずっころばし

ずいずいずっころばし

ずいずいずっころばし　ごまみそずい
 茶つばにおわれて　トッピンシャン
 ぬけたァら　ドンドコショ
 俄のねずみが　米食ってチュウ
 チュー　チュー　チュー
 おっとさんが呼んでも　おっかさんが呼んでも
 行きっこなしよ
 井戸のまわりに　お茶わんかいたの　だァれ

解説

『時代子供たの解説を引用すると』
 御茶壺道中の警習を風刺したものに關係があるものと思われる。「一説には「い
 ちくたちん」と同じ方法でうたわれる鬼きめ歌である。「茶つば」につ
 いて、江戸時代將軍家御用の茶壺をばこぶ、茶壺道中、の大仰さを風刺した
 ものとする説があり、かなり広く信じられているようである。なお、明治期
 の記録によれば「鳥坊に追はれてすっばんちん」が古く、それが「茶壺」に
 代わるのは明治も後期にはいつてからであって、御茶壺道中説も確かなもの
 ではないという説もある。
 鬼きめにはどうしても長い文句が必要であるから、いろいろな鬼き
 め歌を脈絡もなく混ぜ合わせて、このやうな意味不明な歌詞を生じたことす
 るのが、正しいようである。
 (類歌) ◎ずいずいずっころばし胡麻味噌ずい。鳥坊に追はれてすっばん
 ちゃん抜けたァらとの字のどんどんこしよ。
 とある。なお『東京風俗誌』には
 ずいずいずっころばし胡麻味噌ずい、茶壺に追はれてご車、ぬけたらど
 んどこしよ、お父さま呼んでもお母さま呼んでもいままこなしよ、それが
 ほんとの鬼こしよ、俄のねずみが豆食ってちゅう、ちゅうちゅうちゅう。
 が収録されていて微妙な違いがあり、現在は日本中同一の歌となっているが
 伝播の過程で様々な歌詞があったことがわかる。

◇ 参 考 文 献 (資料編記載の参考文献以外の文献・資料)

徳川実紀

御茶壺道中記(井上六平編)

日本茶業史(茶業組合中央会議所編)

茶壺蔵とお茶壺道中(内藤恭義、都留市郷土研究会報(六))

東京のわらべ歌(梶原昭夫)

山梨郷土史年表(山梨日日新聞社)

平凡社百科事典

茶詰めの定式(若原英次)

都留市の歴史散歩(都留市教育委員会)

目で見える都留市の歴史(都留市教育委員会)

市勢要覧「つる」四〇年版・四一年版の歴史年表(都留市)

西海道談綺(松本清張 文芸春秋社)

御殿場市史 第八巻 通史編上(御殿場市)

宇治御茶壺之巻(粟田口桂羽隆利筆 国会図書館)

御茶壺韭崎より府中迄送り人馬割付(甲州文庫)

御茶壺御宿賄入用書出(甲州文庫)

八王子御茶壺通行記(甲州文庫)

甲府御茶壺役人割町触長人連判(甲州文庫)

御茶壺諸事賄覚帳(甲州文庫)

御茶壺役割(甲州文庫)

都留市史 資料編 村明細帳(都留市)

宇治茶のしおり(京都府茶業協同組合)

宇治上林記念館蔵品目録 第一輯(上林記念館)

この茶壺道中誌は、都留市のシンボルとなっている城山に高温と湿気を嫌う茶の保存のため幕府用の茶壺蔵がおかれ、そのために茶壺道中が甲州街道を求めてこの地に訪れたという固有特異な歴史を有する都留市として、歴史文化公園構想の上からも共通認識を得たいとして、はじめられた調査研究である。

調査の対象としたものは大別して次の三つとなった。

- (一) 茶壺道中の歴史の解明
- (二) 茶壺蔵の所在跡地の確認
- (三) 茶壺道中行列の様相

これら三点はいずれも古文書や文献を通しての調査研究が必要であるが、(二)(三)については史資料以外にさらに臨地調査が必要とされるところである。

そこで本誌は史資料にもとずいて調査研究したことを研究編で扱い、臨地調査を経なければならぬものうち、茶壺蔵の所在については発掘調査を待っての調査書にゆずることとし、茶壺道中の姿を伝統的に伝えていくと聞く各地の年中行事としての茶壺道中の行列調査は別編で扱うこととした。茶壺道中の歴史については未解明の部分が多いことから、今後の研究の資料を紹介するといふ意味で資料編にこれを収録した。

研究編では古文書・文献等の史資料が極めて少なく、所期の目的を達するまでには至らなかったが、茶壺道中開始の始年一つとっても、各人各様であった実態をとらえ、否とするものは否とし、かなりの程度まで整理でき、承応元年とされたものを少なくとも寛永十八年まで遡れたことだけでも大きな成果であったと把握したい。また茶壺蔵の穴蔵説を否定し、茶壺蔵の所在地を絵図と古文書からほぼ推定したこと、国立図書館蔵の茶壺道中絵図の写真を入手し、道中の姿をほぼとらえて得たこと、当市でかなり浸透している茶壺道中十万石格式説の否定等、歴史全般について今後の研究の上にもかなりの手がかりを残したつもりである。

資料編は参考資料の紹介である。通常史資料名を紹介するとどまるが研究編の調査研究が史資料をもとに論考する形式をとった

ために史資料を正しく紹介する必要と、まだまだ解明されなければならないと思われる茶壺道中の歴史の手がかりを残すためである。この茶壺道中誌は、都留市に関わる甲州街道経由の道中を中心としているため、東海道経由や中山道のみを経由した茶壺道中にはふれなかった。また、搬送される茶壺の壺名やその巡年制、茶詰め定式、受渡し儀礼、茶壺の送り先、詰められている茶の銘柄等、記録した方がよかったのではないかと思われる項目がいくつかあるが、当市が行う調査としてどこまでを範囲とするか迷ったところがあり、これらは専門家の領域にゆだねることとした。

この茶壺道中誌編集に当たっては歴史的知識を必要とすることから、既に茶壺道中について研究され、論文の発表も行なっている内藤恭義氏に依頼したものであるが、横山脩治氏から史料の提供、茶業組合からは茶壺道中実施地の情報提供があったり、近世研究に傾注してられる滝本光清氏による『徳川実紀』中の茶壺道中関係文の提供などの様々な協力があって成り立ったものであることを報告し、お茶壺道中調査事業推進班として深甚なる謝意を表するものであります。

なお、茶壺道中についてはまだ不明部分が多く、本書においても誤りもあろうかと思われるが、都留市史の編纂において更に解明され、また各位よりのご批判を得るなかでより正しいものが究明されていくものであれば、茶壺道中にゆかりの深い当市にとっても編集者にとってもこの上ない幸甚とするところである。

本書が茶壺道中の正しい理解のために、さらには都留市民の郷土理解のために少しでも役に立つことを期待してあとがきと致す次第である。